

平成19年 第2回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成19年6月15日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成19年6月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第58号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての訂正の件
- 日程第3 報告第1号 平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第3号 平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 平成18年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)」
- 日程第14 議案第50号 由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第51号 由布市営駐車場条例の制定について
- 日程第16 議案第52号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第17 議案第53号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第54号 政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部

改正について

- 日程第19 議案第55号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第56号 由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第57号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について
- 日程第22 議案第58号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第59号 由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第24 議案第60号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第25 議案第61号 大分県交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第26 議案第62号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第27 議案第63号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 追加日程
- 日程第1 議案第64号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第58号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての訂正の件
- 日程第3 報告第1号 平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第3号 平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 平成18年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

- 日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第14 議案第50号 由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第51号 由布市営駐車場条例の制定について
- 日程第16 議案第52号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第17 議案第53号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第54号 政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第55号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第56号 由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第57号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について
- 日程第22 議案第58号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第59号 由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第24 議案第60号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第25 議案第61号 大分県交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第26 議案第62号 平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第63号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 追加日程
- 日程第1 議案第64号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について

出席議員（26名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君 |
| 9番 淵野けさ子君 | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君 | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 20番 工藤 安雄君 |

21番 丹生 文雄君
23番 生野 征平君
25番 久保 博義君

22番 三重野精二君
24番 山村 博司君
26番 後藤 憲次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君
書記 馬見塚量治君
書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	防災危機管理室長	佐藤 和明君
総合政策課長（兼土地開発公社事務局長）			二宮 正男君
行財政改革室長	相馬 尊重君	財政課長	米野 啓治君
税務課長	野中 正則君	会計管理者	大久保富隆君
産業建設部長	篠田 安則君	契約管理課長	長谷川澄男君
農政課長	野上 安一君	建設課長	荻 孝良君
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川 照夫君
寿楽苑長	菅 正憲君	健康増進課長	太田 光一君
保険課長	飯倉 敏雄君	環境商工観光部長	佐藤 純史君
環境課長	平野 直人君	商工観光課長	吉野 宗男君
挟間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	湯布院地域振興課長	河野 隆義君
教育次長	後藤 哲三君	学校教育課長	高田 英二君
生涯学習課長	甲斐 裕一君	湯布院公民館長	佐藤 省一君
消防長	二宮 幸人君		

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） おはようございます。議員各位には、連日の本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は26人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長並びに各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問に入る前に、昨日9番議員の一般質問の中での答弁漏れがありますので、保険課長の方から答弁をさせます。保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） おはようございます。保険課長でございます。

9番議員の一般質問の中で、居宅介護のサービスの受給者数についてということでございますけども、これにつきましては1,325人でございます。要介護4、5につきましては171でございます。これは再計でございます。

以上です。

一般質問

議長（後藤 憲次君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に発言をお願いします。

それでは、通告制となっておりますので、質問を許可します。

12番、藤柴厚才君の質問を許します。

議員（12番 藤柴 厚才君） 皆さん、おはようございます。いよいよ一般質問もきょうが最終日で、私一人となりました。よろしくお願い申し上げます。12番の藤柴でございます。

質問に先立ちまして、私ごとでございますが、長期にわたり体調不良により市長を初め担当部課長、議員各位には大変御心配と御迷惑をおかけしたことに對しまして、心よりおわびを申し上げる次第でございます。

それでは、質問の本題の方に入りたいと思います。

地方分権、三位一体改革が進む中、国の社会保障制度の改悪、交付税、補助金等の切り下げ、財源移譲によるその結果として、地方間の格差がさらに増大し、今社会的問題となっております。

我が由布市のように、依存体質、自主財源の少ない自治体においては、今後ますます財政運営が危ぶまれるのではないのでしょうか。由布市も、平成19年度一般会計当初予算約140億円の緊縮予算がスタートし、執行部におかれましては大変な御苦労があろうかと存じますが、市民生活の向上、安定のために、ぜひともこの波を乗り越えていただきたい、このように念願するもの

でございます。

それでは、通告に基づきまして4点ほど質問をいたします。ぜひ前向きな御回答のほどよろしくお願い申し上げます。

まず1点目は、下湯平共同温泉の再開についてでございます。

合併前の湯布院町が平成9年、下湯平地区の拠点整備事業として、若者の定住促進、都市との交流推進を目的で用地を購入し、1戸建て住宅建設と隣接に、平成11年に温泉を掘削し、建設、設置したと私は認識をいたしておるところでございます。

今回、質問の共同温泉についてでございますが、地元の今回議会に要望書も出ているようでございます。温泉の温度の低下によりまして、温泉組合で経費面の負担が大きく重なり、温泉組合としての運営が困難になり、残念ながら昨年11月から休館状態といいますが、休止状態になっております。先般、議会においても、同僚議員の江藤議員がこのことについて質問いたしましたが、その後、再開に向けての協議、進捗状況はどのようになっているのかお聞きをしたい。

また、休館してもう半年以上経過しているわけですが、地域の皆さんの要望というものは、非常に強いものがございます。今回出されている要望書のように、また話によりまして、市長さんの方にお話も行ったということも伺いしております。ぜひとも再開に向けての時期といいますが、考え方といいますが、明確に早急に示してほしい、市長に見解を求めたい、このように思っています。

次に、第2点目でございますが、現在までの合併特例債の活用事業と、その事業費についての説明と、今後の事業計画についてお尋ねをいたします。昨日も同僚議員の小野議員から合併特例債のことについて質問がありましたが、私はハード面についての質問にさせていただきます。

合併して1年8カ月を経過して今あるわけでございますが、前回、前々回私は言ったと思うんですけども、優遇措置として合併特例債、10年間、約、由布市で152億円ぐらい活用できるというふうに認識をいたしております。

これまで主な事業としては、国体のラグビー場の建設に活用していることは、皆さんも御承知でありますし、私も重々わかっております。これらの事業を含めて、合併特例債の事業、小さな事業を含めてどのくらいやったのか、またその金額はおよそどのくらいなのか、そこら辺を示してほしい、このように思います。市長の見解を求めます。

次に、3点目でございますが、指定管理者制度の進捗状況についてお尋ねをいたします。

指定管理者制度は、言うまでもなく多様化する住民ニーズ、効果的に対応するため公の施設の管理、民間の活力、能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることが目的で、行革プランに掲げた指定管理者、民間への移行を含め、今由布市では当初の計画では168施設、当初はあったと私は認識いたしております。現在までの指定管理者制度の進捗状況と今後の行革プ

ランに沿って、取り組んで本当にいけるのか、そこら辺の真意をお伺いをしたい。これも市長にお願いをしたいと思います。

次に、4点目でございますが、本庁方式に対する市長の決断のほどをお伺いをしたいと思います。

本庁方式については、合併協議会の協定の中に、将来的には本庁方式を目指すものとすると言がうたわれております。その合併協議会の法定協議会の際に、私はすべてほとんどその協議会の傍聴に行っております。その中で今、前におる挾間町時代の議長でありました後藤議長さん、それから庄内の副議長でありました三重野副議長さん、そして、湯布院町の吉村議長さんも、その中の協議会のメンバーでありました。

合併ありし先で本庁方式はまだまださっき言ったように、将来的にやりましょうという話でありました。私は、非常にそのときに残念に思ったんです。なぜあのとき決めとかなのかなというように、それは思いましたけど、とにかく時間もなかったし、やむを得んなどということで、私なりに理解をいたしました。

そういうことですね、議会の中でも、この議会の中でも、各議員が何人か本庁方式に対する考え方を、市長の見解を伺ったと、このように私が今認識をいたしております。市長は市民の声、市民との論議を深めた上で、本庁方式を目指したいということを常々言っていました。

最近の新聞で私、ちょっと見たんですけども、市長は本庁方式をしなければデメリットの部分が多すぎる、むだが多いということは十分わかっておるということを、しきりに新聞紙上にも記載されておるのを、私はちゃんと認識をいたしております。

財政効果は、まず本庁方式にしなければ始まらない。末端の行財政改革を幾ら少しずつ改革といえども、前向きにやりよるのには十分わかるんですけど、やはり一番はまず一本化して、由布市全体の一体感、いわゆる一体感の醸成をしなければ、湯布院じゃ、旧挾間じゃ、旧庄内町というように、我田引水的な発言がこの議会でもあちこち出るわけでありまして。一体感醸成のためにも、ぜひとも市長の早期本庁方式に対する決断をお願いをしたい。その辺の考え方を市長にお尋ねをいたします。

以上でございます。質問によっては、再質問はこの席で質問させていただきます。市長、よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。それでは、12番、藤柴議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の下湯平共同温泉の再開についてでございますが、下湯平共同温泉幸せの湯は、議員御承知のとおり、若者定住と交流人口の増加を目的に、旧湯布院町が平成11年に建設した施

設でございます。

ところが、地下施設の損傷によりまして、湯量並びに温度の確保が大変難しくなりまして、現在、休館をしているところでございます。新たに庄内町蓑草地区も加わって、地元関係自治区から再開に向けての要望書が市並びに市議会に提出されていることや、当初の施設設置の目的からも、再開に向け協議を重ねているところでございます。

再開には、温泉の代替掘削が必要でございます。掘削には多額の経費が見込まれておりまして、現在、財源を模索しているところでございます。しかしながら、できるだけ早い時期の開館を目指して取り組みます。引き続き議員の御支援、御協力をお願いしたいと思います。

次に、2点目の現在までの合併特例債の活用事業と事業費及び今後の事業計画はという質問でございますが、合併特例債は、合併市町村がまちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や、基金の積み立てに要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債となっております。

また、合併特例債によって充当できるのは、対象事業費のおおむね95%、さらにその元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるという、大変有利なものでございますが、由布市の現在までの合併特例債の活用事業と事業費を申し上げます。

合併初年度でございますが、平成17年度に挟間庁舎改築事業で、事業費4,389万円に対して3,990万円の合併特例債借入れを行いました。18年度にはラグビー場建設事業ほか6事業に活用いたしまして、事業費合計3億9,236万1,000円に対しまして、3億5,110万円の借入れを行ってきたところであります。

また、今年度におきましては、市道向原別府線改良工事業ほか4事業に活用し、事業費合計1億8,307万5,000円に対しまして、1億4,160万円の借入れを予定をしているところでございます。現在までの合併特例債の借入額は、平成19年度の借入予定額を含めまして、総額で5億3,260万円を見込んでおります。

なお、由布市の合併以降10カ年度に対する国の合併特例債支援額は、建設事業費関係では152億1,000万円、それから基金造成関係では19億2,000万円となっております。

このような中で、今後の由布市の合併特例債借入れ計画におきましては、基礎的財政収支を念頭に置き、基金造成も踏まえた上で、無理な借入れをすることなく、由布市総合計画の実施計画と整合性を図りながら、随時計画を見直し、そして活用してまいりたいと考えております。

次に、3点目の指定管理者制度の現在までの状況についてお答えをいたします。

指定管理者制度につきましては、合併後、直ちに由布市が所有する公の施設176施設につきまして、その導入の是非を含めて、今後の管理運営をどのように行っていくかを、公有財産管理委員会を中心に協議を行ってまいりました。

その協議を踏まえた上で、44施設について指定管理者制度を導入すべきと判断し、現在40施設について指定管理者制度を導入したところでございます。今後は、残された湯布院スポーツセンターや庄内みことピア、下湯平共同温泉など条件整備が整った段階で、指定管理者制度の導入を行ってまいりたいと考えております。

また、この指定管理者制度は、民間のノウハウを行政に生かす有効な手段であると考えております。今後も住民サービスの向上や地域の活性化を図ることを基本にしながら、さらに行政コストの削減が期待できるものなど、その活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、小松寮と寿楽苑の今後の考え方についてお答えをいたします。

この両施設につきましては、民間でも同じようなサービスが提供できる法人等もありまして、民間のノウハウが活用できる施設であると考えております。そうしたことから今後は民間への譲渡、あるいは指定管理者制度の導入を考えておりまして、現在担当部局で検討を重ねているところでございます。

次に、4点目の本庁舎方式に対する市長の決断についてお答えを申し上げます。

合併後、旧各町の庁舎を活用した分庁舎、総合支所方式により市民サービスを行ってきておりますが、合併協定書には、将来的には行政の効率化の観点から、本庁舎方式を目指すものとする明記されておりますことから、私は本庁と総合支所との事務事業の役割分担等を検討する一方で、施設の統廃合を進めながら、簡素で効率的な組織機構を構築してまいりたいと考えております。

そこで、現在、本庁舎方式への移行を視野に入れながら、現在の分庁舎、総合支所方式の問題点の洗い出し、また今後の組織のあり方について、副市長をキャップとする組織再編検討会議に調査研究するよう指示をしているところでございます。

昨年の12月議会で生野議員さんの御質問にもお答えしましたように、現行方式から本庁舎方式へ移行した場合の比較データも作成中でございますが、今後は議会を初め市民の皆さんの御意見を十分お聞きしながら、本庁舎方式への移行準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） それでは、1番の下湯平の共同温泉についての再質問を行いたいと思います。

ちなみに、私、地元といいますが、近くに、周辺におるわけで、一番実態をよく知っておるものでございます。その実態をちょっとここに経過なり、地元の苦勞のことについて、皆さんに聞いてもらいたい、このように思います。

当初は、温泉というものは、ここにおられる方も1回くらい入った方もおられるかと思いますが、非常に温泉の質がよくて茶褐色で、本当温泉らしい温泉やなということで、町内外はもちろん、非常に多くの方々の入湯客があって、非常に地域として活気を帯びておりました。そのことは私は十分私自身体験をいたしております。

そして、そういう中で途中で温泉のトラブルがありまして、湯布院振興局あたり、振興局ちゅうか、湯布院町あたりと相談をいたしまして、管理組合の組合長さんに聞くと、いろいろ模索をした。しかしながら、またボーリングをしたけども、途中で管が折れちゃって、そこから下には行かないということで、途中でやめて、温度が40何度ということで、量も少なくなったし、また温泉の質も変わったと。そして、かつ温度も低いということで、最初は湯ノ平の管理組合が委託を受けてやって、かなりの基金造成もできておると、その当時はですね。

ところが、そういう加温にたまたま燃料の高騰も相まって、非常に基金を取り壊して底をついたということで、それから振興局に相談に行ったけども、市の財政がこういう状況ですので、すぐ右左行かないということで、一時休止という残念な結果で現在に至っておるといってございいます。

それで、この施設は、さっき市長さんが言われたように、44施設の中の、今40指定管理しておるわけですけど、一応しくということで可能なということで提案はされたんですけども、残念ながら引き受けられない、そういう状況ですからね。そして、こういうような状況になって半年になる。

地元としては、非常に今あった、温泉館自体は立派なものです。そして、その中で温泉が出ないから本当情けないなということで、今まであったやつがなくなるということは本当に寂しい、地元としては思いをしておるということをお伺いしておりますし、要望書にもそのことを書いておるように私は思っております。

あそこの下湯平は旧湯布院町の辺地ですね。我々、私も地元のこと言ってあれですけど、蓑草というところですけど、さっき言った、庄内町の辺地ですね。そこら辺が今度合併して、何とか一体感が出るように、醸成できるようにという希望もありまして、うちの地区も協力しようという形でやってきた。

確かに温泉を掘削すると何千万円という金がかかります。しかし、行財政改革プランの中で非常に厳しい財政運営は、それはだれが見ても無理やなというのはわかるんですけど、今まであった施設がそうして消えてなくなるとか、休止を長期間やるというのは、いかなものかなと思います。そこら辺、いろいろ経過を含めて、湯布院の振興局長、詳しいと思うんですが、どうなんですか。あのままの話で終わったんですか。

議長（後藤 憲次君） 振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院の振興局長の佐藤です。

終わったというわけではございませんで、今市長が申しましたように、早い時期の開館を目指して取り組みはしたいというふうに思っております。ただ何遍も申し上げますが、財源的な面の問題がございまして、今協議、検討中でございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） ぜひとも早期再開に向けて努力をしていただきたいと。本当住民の熱意は、自分たちで管理をして、自分たちで 何ちゅうか、市にもそうしてもらった以上は、市にそんなに迷惑かけんで自分たちで管理していこう、指定管理者を受けていこうという熱意も伺っておりますんで、どうかひとつ早期再開に向けて、この場から改めてお願いをしておきたいと強く要望しておきます。

次に、合併特例債の事業ですけれども、この前、10日ぐらい前ですかね、九重町の吊橋の記事が大分合同新聞に一例ですけど、出ておりました。議会で議決したかどうかはわかりませんが、議会にかけるということですが、あそこが当初、あそこは非常に経常収支比率が大分県でも一番いいんじゃないかなろうか、80何%やったですかね。そういう中で過疎債を最初適用して、あの吊橋をということで新聞紙上でかなり随分前、合併前、にぎやかした、記憶にあります。

ところが、非常に成功いたしまして、今のところ、収益が思わぬ以上に出て、それで中学生、義務教育までは、その財源として医療費を助成をする。議会で認められれば、そういう方向でやるという記事が載っておりました。

この合併特例債とはちょっと意味が違いますが、こういう有利な起債、これは確かに負の財産として後世に残すような安易な考え方で、無防備なやり方は私は市長がさっき言ったように、慎まなければならないと思いますけど、やはり10年後を見据えた、そういった財源確保のためには思い切った、さすが由布市は財源は苦しいけども、いいことやとるなというような目玉をひとつ市民、そして行政、議会と一体となって模索すべきだと思います。よそごとのように指をくわえて、いいなと見とるわけじゃなくて、自分たちで積極的にそういう有利な起債があれば、少しは我慢してでも有効に私は使うべきである、このように今気持ちを新たにしておるところであります。

特にきのう基金の面については、同僚議員が言いましたけども、ハード面においてインフラの整備、まだまだ行き渡っておりませんし、それから若者の定住するそういう施策、これらも少子化にまだ歯どめがかからない状況、少しは合併特例債を使ってでも、若者が定住するような、そういう事業を私は進めてもらいたいと思いますし、先般の議会で企業誘致条例もできましたけども、あのときに質疑の中でも出ていたようでございますけども、条例はできても土地はあっせんはするけど、そのときに考えようと、そういうことではせっかくいい条例が、免除とかいろいろ

優遇措置が条例でできても、さあ、企業が来よる。世話はしちやるけんどちゅうようなことは、企業は乗ってこんと思うんですよ。

ある程度確保して、工業団地的な造成をして、この前新聞載った、どこですかね、宇佐は確かにダイハツも近いし、何か相当な面積ですね、団地的にやって、いつでも来なさいというような受け入れ態勢を並行してやらんと、条例だけつくって、来たらどっか土地を世話する。なかなかそりゃ用地交渉ちゅうか、市の公社の土地とか何とかいうなら、それはすぐ右左行きましようけど、個人の土地をあっせんするたって、それは道は通らせんとか、水路はどうじゃとか排水はどうじゃ、それは不可能に近い話なんですね。

だから、そこまで含めて、事業費を使って、そこまで準備をしてあげる。それはすぐできないとは思いますが、そういう視野に入れた計画的な合併特例債を有効活用していただきたいと思うわけでありまして。そこら辺、市長、考え方を再度。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 議員おっしゃるとおり、有効な合併特例債の活用というのは、私も考えておりますけれども、とにかく旧3町の公債費がかなりあります。それにまた上乘せをして合併特例債をするということは、それは将来的には大変負の財産となります。そういうバランスを考えて、うちの場合はやらないといけない。そういうのが低いところは大量に借り入れができますけれども、うちの場合はそういうことを十分詳細に考えていかないと非常に難しいという状況であります。

だから、気持ちは議員と同じように、私も何とかしたいというのがありますけれども、今はうちの財政の立て直しをきちんと最優先でやろうと。そして、その整った時点でやっていきたいと考えております。

企業誘致の場合も、現在、優良な企業もたくさんあると思っておりますけれども、そういう造成をした後に来なかったという場合も、県下ではたくさんございまして、そういう破綻を来るところもあるわけでありまして、そういうことにつきましても慎重にやっていきたいと思っておりますし、企業が来て、そして市が栄えるということは、私も大変望むところであります。そのためには企業に対しての優遇を十分考えていきたいと思っておりますけれども、今当面は、ここ一、二年は財政の立て直しを中心に私は考えております。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 財政課長に参考までにちょっとお聞きしたいんですが、今由布市経常収支比率、これは今何%で公債費比率が何%か、参考のためにお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 12番議員にお答えいたします。

公債費比率は 大変済みません。資料がちょっと間違っていました。ちょっと探してお答えしてよろしいですか。 公債費比率は15.1%でございます。それから経常収支比率は101.2%でございます。これは17年度でございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） わかりました。2年前のことですね。（発言する者あり）この数字は要するに健全じゃないという指数は間違いはないですね。特例債のことについては、これで打ち切りたいと思いますが、次、3点目の指定管理者制度についてでございますが、先ほどの市長の答弁では44したけども、40が指定管理者に指定をしたと。特に湯布院町の公民館が大半を占めておったと私は記憶をいたしておりますが、あとの残りの四つ、協議が整わなかった四つ、これどことどこどこやったですかね。私、ちょっと、二つぐらい覚えとるんですけど。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 12番議員にお答えいたします。

残された四つにつきましては、湯布院スポーツセンター、庄内みことピア、下湯平共同温泉、湯布院健康温泉館の四つでございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） もう一個、構造改善センターはなかったですかね、庄内町に、旧庄内町。

議長（後藤 憲次君） 行革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 先ほど市長がお答えしましたように、合併当初176施設を選びまして、その中で当初は43の施設について指定管理をしようということで行いました。その中には庄内の加工センターも入っていたんですけども、それについて関係者と協議したんですけども、今度行革プランをつくる段階で当面は直営でいこうということで、その際に加工センターについては当面直営でやるという施設に至っております。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 協議が整わなかったということで、今さっき課長が言われましたように、鋭意今から検討していくということでございますけれども、中身はいろいろばらばらで、条件がですね。ちょっとみことピアあたりも、私も前から陣屋の村、陣屋の村は指定管理しましたけども、中尾の公園と、それからみことピア、これ当初指定管理出してる。そして、そのときに1,000万円ぐらい経費節減になると、経費面だけ言って悪いですけどね。その後、中尾については地域の地域性もあって、なかなか難しいということは聞いておりましたけども、みことピアあたりは指定管理者を結局今やってないから、500万円から600万円、工芸館を含めて市が負担をしよるわけですね。

だから、ああいう今入湯客もかなりあることあるし、本当に指定管理して民間のノウハウを活用すれば、もうちょっと工夫して、行政としてもうちょっと規制緩和をして、そして条件をつくれれば、その500万円、600万円は経費削減になるし、また地域の活性化にも私はつながっていくと思うんですけど、まだ一向に、あれからちょっとなるんですけど、方向が見えてこない。そこら辺、庄内の振興局長、どういうふうに考えておりますか。

議長（後藤 憲次君） 庄内振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 12番、藤柴議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、平成18年の4月に指定管理者制度の導入を検討を行いまして、公募を行ったわけではありますが、応募者がいないということで、議員御指摘のように現在に至っているというところでございます。

ただ今後由布市行財政改革の実施計画に基づきまして、指定管理者制度の導入を行っていく計画でございますが、収入を伴わない施設も中にはあるということでございますので、昨日までの議会の中の御議論もありますように、指定管理者制度につきましては、さまざまな御意見があるということでございますので、今後慎重に進めていきたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 最近の指定管理者制度、何か当初のあれとちょっと考え方が違ってんなかなあと私自身自答しとるわけですけども、原則は公募と、それは十分うたっておるわけで、公募でない地域密着型の場合は指定ができるということであります。

特に最近NPO法人、ここらを行政主導で立ち上げて、それでNPO法人にお願いをするというような傾向にあるようにあるんですけど、それは確かにNPO非利益団体ということで、確かにそういう今からそういうことを育てていくということは、非常に今からの時代に即したことがもしれませんが、ちょっと偏った公平公正さを欠くようなことも起きてくるのを、私は一番危惧しております。そこら辺、担当課長、どうなんですかね。そういうことは、私が考えておるようなことは考えてない。あくまで公募と。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 指定管理者制度につきましては、施設のサービスが低下しない、住民の皆さんのためになるということが大原則だと思っております。その上で経費の削減につながるということで、原則公募で幅広く管理者を募集するのが原則だと考えております。

ただ議員御指摘のように、地域密着型の施設、また地元の活性化につながるような施設については、任意で地元の団体等、それと今までの管理していた団体等にやってきたという経緯でございます。

ですから、指定管理の原則としては、公募で広く民間の活力を生かしていくというのが原則だ

と考えております。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） はい、わかりました。それでは最後に、4点目の本庁方式に対する市長の決断ということですが、私は、市長もそれは決断というのは大変なことだと思います。今まで合併協議会で通らなかったやつを、自分の任期中にこうだというのは非常に厳しい面も十分腹のうちはわかります。しかしながら、いずれにしても、そういう問題、大きな課題を抱えておりますんで、いつかは決断をせねばならない時期が来る。

私は、ひとつここで提案があるんですけど、あくまで提案ですけど、市長は非常にやっぱ判断苦しむ。したがって、住民投票条例まで視野に入れてやる考えがあるのか、そこら辺をちょっとお聞きをいたしたいと思います。最終的にですよ、提案ですからね。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今のところ考えておりません。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） ぜひそこら辺まで考えて、市長の任期中には何とか一体感醸成のためにも、市民もある程度理解はしてると思うんですよ。市長、各地区に座談会も含めて相当足を運んで行って、雰囲気はわかっと思うんですよ。これはみんながいい、どこがいいちゅうて、本音の話をしていかんと前に進まんと思います。ぜひ私、一応提案ですけど、そういうことで市長はひとつ頑張っしてほしいなと思います。

以上で私の一般質問終わります。どうも御清聴ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で12番、藤柴厚才君の一般質問を終わります。

これで一般質問はすべて終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時から再開します。

午前10時44分休憩

.....
午前11時08分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第2・議案第58号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての訂正の件を議題といたします。

では、市長から議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての訂正の理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） ただいま上程されました議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。

公民館図書室につきましては、社会教育法に基づく公民館活動の一環で、図書館とは別に独立した事業として行われてまいりました。蔵書の一元化を図り、図書館機能の相互補完を行うために分館として定めるものでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 休憩します。

午前11時10分休憩

.....

午前11時12分再開

議長（後藤 憲次君） 再開をします。

市長。

市長（首藤 奉文君） 大変失礼いたしました。議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、不適切な箇所がありましたので、全面的に差し替えをお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 社会教育課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課長でございます。

今、市長が提案理由について説明いたしました。当初提案した条例につきまして一部改正としていたしましたが、中に第1条、第2条、第3条について文言を変えるところが生じたので、今回訂正ということで再度提案して御審議いただきたいと思ひまして、よろしくお願いいたしますと思ひます。

議長（後藤 憲次君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての訂正の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

これより、去る6月11日の本会議において上程されました議案の質疑を行います。

なお、発言につきましては、質疑、答弁とも簡潔にお願いをします。

・ ・

日程第3．報告第1号

議長（後藤 憲次君） まず、日程第3、報告第1号平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 二宮です。所有土地の明細での件について、二、三点お伺いします。

その中に借入金利息分を不算入ですかね、とかありますけども、それとこれが入れる場合と入れてない場合があります。その違いを説明をいただきたいんですけども。

それと、下湯平の土地の件なんですけども、これは平成9年に旧湯布院町が購入をしてるんですけども、これは10年たつんですけども、これは買った、取得してから何も、土地自体は何も事業はしてないでしょうか。造成費という形で、造成事業という形でお金は上がっております。それが下湯平については6,783万1,662円というのは上がっているんですけども、23ページのその下に全体的に土地造成事業費として9,861万4,500円ということもなっておりますんですけども、この1カ所、造成費の金額の差もあるんですけども、二、三点についてお伺いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） お答えをいたします。

今、土地開発公社の土地の所有につきましては、18年度末現在で公社の土地については3カ所、公社の土地があります。まず、挾間町の町道向原別府線の土地が、これ3筆ありまして、合計で646平米です。それから、南由布駅前用地につきましては、これも3筆ありまして2,460.44平米。それから、下湯平用地につきましては、合計14筆、1万2,509平米に合計でなっております。

この三つの物件につきましては、19年度につきましては、向原別府線の用地につきましては、工事が完成をいたしますので、これについての支払いは19年度で終わります。南由布用地及び下湯平の用地につきましては、今現在利息のみを支払いをしておると、そういうことになっております。

それで、この南由布用地及び下湯平用地につきましては、合併前の湯布院町時代の平成9年に、それぞれ町営住宅用地及び若者定住化用地という、そういう目的で土地を湯布院の開発公社の先行取得という形で購入をいたしておりましたが、その後、三位一体改革等によりまして、財政状況のそういう関係で、事業の着手がしてないと、それで現在に至って、そういうことで由布市になってからも、それを引き継いでおると、そういうことになっております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 上の分の旧湯布院町の分と挾間町の分と簿価の中 簿価というんですか、売却する場合に利息を入れる場合と入れない場合がありますね。それはどういう意味でそうしてるのかと、下湯平の若者定住化という形で、という目的で用地を購入したのに、まだ今事業何もしてないと言われてましたけども、そうすれば23ページに元金が平成11年、12年でかなり減っておりますよね。それは何か土地を売却をしたとか、そういう何かがあるんでしょうか。

それと、目的として若者定住ということで、もともと水道とか、そういうのが確保できるから、あそこでしてたのかどうか。ただ漠然と土地があるから、そこを造成してという、目的がないのに、ただ買って造成をしたというふうになっているのか。

それと、先ほどの質問の中に答えいただいてないんですけども、下湯平の中の、下湯平の用地では造成費が6,700万円ですかね。全体的には9,800万円、測量費とか全部入ってますけども、それは1カ所が6,000何ぼで、あとほかにはどっか造成をしたのがあるのかどうか。

南由布駅前には造成したような形もないし、南由布の件については字図、字が何カ所か分かれますよね。駅前にそんなに字が分かれていますのかどうか。場所は丸々違って、違ってらるんだけども、明細の中では南由布駅前というふうにならうたっているのかどうか、その点についてお伺いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（二宮 正男君） 南由布の駅前用地につきましては、駅のすぐ隣の場所でありまして、当時は国鉄の清算事業団の方から購入したというふうに聞いております。それで、字が違っておるといことなんですけど、そこに国鉄の方が所有していた土地でありまして、そういうちょうど字境、用地については全部まとまっております、1カ所です、ということです。

あと下湯平の用地については、当時購入をいたしまして、そしてそういう若者定住の用地ということで、造成工事をしておるといことを聞いております。

それで、あと利息の関係なんですけど、一応向原別府線の用地の利息については、19年度で利息及び元を支払いをする予定です。残りの南由布用地と下湯平の用地については、先ほど言いましたように、元金等についてはそのまま据え置きになって、利子のみを支払っておるといことになっております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 21ページの下の方に、開発をした割には、地目がまだ田んぼという形で残ってるんですけども、実際雑種地なりに変更すべきじゃないかなと思うんですけども。

それと、いろいろ言ってもあれでしょうけども、ここの理事等のお名前を見ると、素晴らしい人ばっかしおるんですけども、10年間利息ばっかし払って、実際の賃貸の収入というのはしれてるんですね。だから、もうちょっとせつかく土地、いい土地を求めた以上は、当初の目的であります若者定住化のために何かを考えるべきじゃなかったのかなと思うんですけども、開発公社理事長、その辺は理事会ではそういうお話はないんでしょうか。ただこのまま何かほかのが来るまでは、利子だけ払っとけばいいかなというふうな考えでおるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 土地開発公社理事長。 副市長。

副市長（森光 秀行君） 私が理事長を拝命をしておりますけれども、この経過に関しましては、当時湯布院で保有、湯布院町の土地開発公社が保有した経緯につきましては、今総合政策課長から申し上げたとおりでございます。

由布市になりまして、まだ具体的な利用計画等につきましては、具体的にはまだ協議をしておりませんが、確かに今おっしゃられるとおり、この土地については、その利息を払うだけということはよくないと考えておりますので、何らかの処分なり利用計画について、今後鋭意検討してまいりたいと、そういうふうに思っております。

しかしながら、現在、下湯平若者定住用地につきましては、これまで給食センターの建設候補地の1カ所として協議をされておりますので、そういう問題の先の明確な回答、結論が出てからのことになると、そういうふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 次に、15番、佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） 15番、佐藤です。11番議員が言いました内容とほとんど同じでありますけれども、利息のみの支払いという御回答がありましたけれども、元金はともかく利息だけの支払いはいつまで続くのですかね、お聞きをいたします。

議長（後藤 憲次君） 事務局長。

土地開発公社事務局長（二宮 正男君） 先ほど副市長が言いましたように、今用地等についての利用について、今検討しているということですから、そういうものが目的を達成したときに、元と利息をあわせて償還になるというふうになります。

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） 利息、利息いいましても、南由布の駅前だけでも58万円、それから下湯平地区は約195万円ですかね、の大きなお金だと、私はそう思うんですけど、だから、そういう利息を払うべき目的の中でも、早く元金を含めたそういう償還、そういうものを作って、早く目的を達成すべき、二宮議員が言いましたように、早期にそういう計画を実行していくべきであろうかと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

それから、草刈り賃金の12万円というのが上がっておりますけど、この草刈りは業者か何か

に委託するのคะですね。それか地元の方に切っただいて、その地区の方に還元しているのか、その辺をお聞きいたします。

議長（後藤 憲次君） 土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（二宮 正男君） 下湯平用地の草刈りの賃金12万円であります、地元の方をお願いをして草刈りをやってもらっております。

議長（後藤 憲次君） 佐藤人巳君、いいですか。

議員（15番 佐藤 人巳君） いいです。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 1ページお開きください。今まで開発公社の事業報告は何回か目にしましたけれども、こんな判こついたのは初めてなんですけどね。ぴしゃっとした書類で判こついとるならともかく、平成18年5月17日決議、議決ち書いて判こついているんです。さっきは優秀な理事のじょちゅういよったけど、みっともなくてしょうがないんですよ。何の意味の判こかわからんですけどね。理事も優秀ち言いよったけども、見たら部長級は1人も入ってない。市長や助役の言うままになるような課長んじょ入れとってね、そしてこれでようございますちゅう理事会の構成になってるんですよ。物は言えんですよ。部長でも余り物言えそうな人は、この中に見当たらんですけど。

それは前置きなんですけども、本題として一つは、まず最初判この意味を、これ議長印ちゅうのは公印届を見たら議長印なんかないんですね。何の意味があつてこういう判こ押してるんか、その説明お願いしたいと思います。

それと簡単なミスプリントは、さきの19年度の事業計画の中では、差しかえで紙で来ました。こんな簡単なミスプリントについて、事前に何も説明がなくつてのほほんとしてるようなことじゃ私は、ちょっと理事も問題なんですけど、事務局としてもいささかチェックが甘過ぎるんじゃないかというふうに思います。ミスプリについてもそうです。

3点目は、総体としてそういう理事会の議決をいとも簡単に後で差しかえができるという、その解釈ですね。どういうふうに考えたらいいのかかわからんです、私には。聞いてみたら、別に理事会を開いたわけでもない。理事さんにはこういうふうにしましたちゅう、連絡だけしましたちゅう。一体理事会ちゅうのは何しよったんかと思うんですけどね。理事会について、どういうふうに考えてるのか。ただ単にアリバイづくりのために開きゃいいのかどうか、その点。

前回1年前に私は、この議案が報告案件が上がる以上は、議長が当事者ですから、すぐさま議長に退場してくださいというふうにお願ひしました。そのときは退場せんでおるし、議長退場してもらっても、かわりに副議長が出て、除斥案件にひっかかるわけですね。こんな理事構成は

おかしいからするなと、やめさせろと言ったのに、最高のベストメンバーと思って就任していただきましたから、任期中はそのまま続けてもらいます。あと任期が来る時期にまた考えます。ちゅうような答弁をしてですね。きのうの監査委員もそれを受けてのことか、任期中はやりませうみたいなことを言っていました。

ところが、見てみると、これは次の計画なんですけども、総合政策課長が首になって、ただの事務局長に格下げになったみたいなんですけども、そういうことがどういうことを指してるのか、私には全く議会答弁との関係で理解できないんです。わかるように説明してほしいと思います。

それと、報告書の中で4ページを見てください。監査の状況というのがあります。あろうことか、この中に処理は適正であり、妥当と認めるなどということが書かれてるんですね。監査の状況の報告の中は、通常監査はいつ行くか、どこでどのような形で、だれが立ち会って行ったかというのが状況なんです。監査報告の中身に触れることを、別紙監査報告のとおりならわかるけども、処理は適正で妥当と認めるという、報告書の中にこういう文言が載るなんちゅうこと、私にはちょっと異常としか思えないんですけども。それについて、この報告、監査の状況という報告が妥当なのか、判断してるのかどうかお尋ねしたいと思います。

先ほど同僚議員が土地の面積について言っていました。答えた数値と表の数値は違うんですね。あなたが答えたのは、何ページやったかな、21ページか、21ページ、23ページに土地明細というのがあります。これの数値なんです。

ところが、代行用地明細書じゃなかった、その前の公有地用地明細書の数値を見ると、ページ、ページは19ページ、数値が違うんですね。監査委員さんは、適正であると認める、数値は各諸帳簿と合致してると書いてるんですね。合致してないことが、何で合致してるなどと平気で書けるんか、あの人の神経が私にはわからんですけども、そういう照合を監査委員が気がつかなくても理事者が、理事会でこの表が出るわけですから、理事がチェックする、あるいは事務局もそれを毎日当たってるわけですから、きちっとすると。

だから、土地謄本に基づいて、どっちが正確なのかというのが明確にここでは判断できないんです。そういういいかげんな書類を出して、そしてかがみには太陽に判こをつけてると、何の判こかわらんような判こですね。いわばこれはめくら判というんですけども、以上の点について、幸いにも土地開発公社の理事長、理事の中に市長があるちゅうのも妙な話ですけども、おられるんでお答えをいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） まず、資料の差しかえの件につきましては、報告2号の関係でようございませうかね。

議員（8番 西郡 均君） ここもミスプリントがあるのに、どうしてあんた平気でそういう

ことができるんかちゅうのが。

副市長（森光 秀行君） まず、4ページの財産のことにつきましては、書き方の問題であると思いますけれども、実際に19年5月、報告事項の中でこういうふうを書いて、書き方が確かにどうかということは、おっしゃったとおりでございます。ただこのことにつきましては、13ページにありますように、諸帳簿の監査を受けて、適正であると認められたということ、ここに事業報告として書いておるといふことでございます。

それから、確かに今おっしゃられたように、面積の相違がございます。そのことについては確かに事務局の精査ができていなかったということで、大変申しわけなく思います。今後このようなことのないように、またこのことについては再度確認をさせていただきたいと思います。（「事務局じゃないんよ、理事長の責任なんよ」と呼ぶ者あり）委員会については、ちょっと確認をさせてください。このことに関しましても、再度確認をさせていただきたいと思いますので、確認ができ次第、回答させていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 到底納得できるような答弁でもないんですよ。以上言った点については、今ちょっと不規則発言出ましたけども、彼が言ったように、きちっと関係委員会の方でそういうものを説明し、あるいは委員さんが責任持って、その辺は今後の方向をきちっとさせるように、御指摘をさせていただきたいというふうに思います。終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第4・報告第2号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第4、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 当初これが出されたときは、よくぞこんな平気な、平気でこんな出したなと思ってたら、幸い差しかえられたので、ちょっとこっちも見てるんだなと安心はしたんですけど、私、一つ気になるのは、3ページ開いてください。3ページに公社の19年度の、特に資本的収入及び支出の中で資本的支出、長期借入金償還金1,854万円なんですね、償還金。そして、その上の公有地取得事業費が271万9,000円。実はこの中に18万円が両方含まれてるんですね。当該19年度分がですね。あり得るはずがないんですよ。

本来、長期借入金償還金は1,800万円で、それに伴う取得事業として、利子が54万円か

かったという意味で1,854万円なんですけどね。その54万円の内訳というのは、17年、18年、19年で18万円、18万円、18万円なんです。こういうふうな記載の仕方ちゅうのは、どこから引き出してきたのかわからんですけども、私に言わせれば長期借入金償還金は1,800万円で、あとの利子については、取得事業費に全額持っていくというのが、通常の今までのやり方なんです。

両方に乗せて、両方で出すように表記するなんちゅうのは、これは全員協議会の差しかえのときにきちっと、ちらっとは言うたんですけどね。あといや、これでいいんだと思ってたんでしょう。何もその後、私にも聞きに来ませんし、本人も訂正する様子はないんで、どういうことかきょう答弁を待ちたいと思うんですけども、どういうことなんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（二宮 正男君） 18万円の支払い、利息の分については、ちょっと今承知をしておりません。調べてまた後で御報告させていただきます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 18万円ちゅうのは、前のページ見ればわかるんですけど、今報告のあったさわやか銀行の、33ページ開いてください。これが償還元金1,800万円に対して、利息が18万円つきますよということなんですけども、この事業報告、18年度事業報告の33ページ、添付資料にかかる部分なんですけど、それが18万円なんです。それで、合併までは挾間町で全部処分してしまったと。合併後17年、18年、19年について18万円、3カ年分を掛け3倍、54万円を売却原価の中にも含めるといって、そういう償還金なんです。

しかし、この表見てわかるように、実行日3月31日、償還日3月30日ちゅうことで、365日に満たないんです。ところが、償還利息は18万493円ということで、どういう計算をしているのかわからんですけども、こういう書類が農協から来ても、何にも不思議に思わない。説明を求めても多分わからないんじゃないかというふうに思うんですけども、一応先ほど18万円の根拠について調べますと言われましたけども、18万円の根拠はここです。設定した利息に伴う金額です。493円について、わかれば教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 土地開発公社事務局長。

土地開発公社事務局長（二宮 正男君） その件につきましても、今後精査をして、またお知らせをいたしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） この問題も総務委員会で、どういうことなんだということできちっと精査を見届けて、そして適切な対応してほしいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第5・報告第3号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、報告第3号平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 去年の計算書のときにもお伺いしたんですけども、繰越明許費と繰り越しの金額が違う、相違する分が二つあるですね。国体準備事業と市道山本線改良事業、それについて繰越明許で上げたけども、どういう事情で繰り越し金額が違うのかということ、わかるように教えていただきたいんですが。

それともう一つは、国体準備事業の既収入特定財源9,120万円については、合併特例債という説明を先般しておりました。合併特例債だけなのか、それ以外に全くなかったのかどうか。それ以外にあるようにこっちは思えるんですけど、金額的にですね。それについて確認をしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 起債につきましては、合併特例債のはずですが。（発言する者あり）それと、金額 8番議員にお答えいたします。

金額につきましては、補正時の予算額でございます。翌年度繰越額が実際に繰り越す額でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それは見ればわかる。見ればわかる。なぜ違うんかと。だから、全額予算額をそのまま繰越額にして一向に構わないじゃないか。ほかのはみなそうしてるんですから、ほかの事業については。なぜこれだけ特定、二つの事業だけが繰り越し額で設定されてるのかという、わかるように教えていただきたいというのが私の。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員にお答えいたします。

これは繰り越しが確定した額でございますので、この額を入れております。

議員（8番 西郡 均君） どうしてそういうふうで確定したのか。わかり切ったこと答えて……

財政課長（米野 啓治君） 確定したのは、ちょっとこちらでは。

議員（８番 西郡 均君） わかるところを答えりゃいいじゃない。わざわざ国体準備と市道山本線改良事業ち言うちやるじゃないか。繰り越さんで既にやった事業があるんか、ちょっと。それを説明して、あるんなら。そげ難しいこっちゃねえやねえかい。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 西郡議員にお答えいたします。

土木費の中で市道山本線改良事業についての金額が違うということでございますが、１８年度に完了して、支払った分は繰り越しをしておりますので、先ほど財政課長が申し上げたように、実際繰り越した額といたしましては２，４６０万７，０００円ということになっております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第６．報告第５号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第６、（発言する者あり）次に、日程第６、報告第５号平成１８年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） これは説明のときには、一般会計からの繰入金みたいなことを言われてたんですけどね。それが私には理解できんですけども、一般会計繰入金ちゅうことは、一般会計でいえば一般財源なんですよ。特定の事業に対して特殊な補助事業であるにもかかわらず、事業全体の金額は一般会計からの繰入金だけでやりますちゅうことは、通常考えられんですけども、どういうふうに理解していいかわからん。私の未熟な頭でわからんですけども、わかるように教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長です。８番議員にお答えをしたいと思います。

５８８万２，０００円につきましては、一般会計の繰り出し金というふうに私も聞いておりますので、そのように説明をしたわけでございますけども、一般会計から介護特会の中に繰り入れたと。その中で国費が９４万３，０００円ということで、ほんの一部分が国費であるというふうに私は認識しておるわけでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） そういう認識は、この表見ただけで、皆さん共通にわかるんですけどね。それがおかしいじゃないかというふうに私は言ってるんですよ。大半が向こうの補助事

業であるはずなんですね。要するに後期高齢者に対するシステムをつくる作業そのものが、全部ほとんどが自治体の負担ですよなんちゅうことは、あってあられん話なんですよ。

だから、あなたの言うのはわかる、介護保険のままなら。一般会計の方でいえば、一般会計出す側でいえば、その繰入金の大半は、財源はこういうことですよちゅうのを、私は説明してほしいんです。そういうことはないわけですか。全部まるっきり一般会計からの繰入金は、一般財源を充当しとるわけですか。一般会計の財政のあなたに聞いてるんです。よそを見らんで、あなたに。

財政課長（米野 啓治君） 大変済みません。今ちょっとほかの、もう一度お願いいたします。

議員（8番 西郡 均君） これ総務委員会に任せます。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 済みません。保険課長です。

588万2,000円につきましては、その一部交付税の中で算定されておるかかどうかというのは、私、聞いておりませんので、また後日調査をいたしまして報告したいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第7・諮問第3号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 先般、人権擁護委員の相談件数について問い合わせをしたら、総数しか教えていただけないということで、総数はこの場でも教えていただいたんですけど、全国のやつを調べたら事細かに出てるんですね、件数が。微に入り細に入り、こういう相談がこういうふうにありました。侵犯事件の場合も、こういう件数でこういうふうにありましたちゅうのがあるんですね。大分県及び由布市において、そういう件数が実際に把握できないのかどうか、改めて再度お尋ねいたします。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

議員（8番 西郡 均君） いやいや、まだあるんやけど、一つ一つでいいですか。

議長（後藤 憲次君） 一つ一つ行こう。総務部長。

総務部長（小野 明生君） 総務部長です。8番議員さんにお答えいたします。

今の大分県と由布市の件数につきましては、後で詳細について御報告申し上げたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） その中で先般出された御手洗委員、平野委員については、それぞれ相談件数まで上げていただきました。今回の人について、それ上げろというわけではありません。私、ちょっと気になるんですけども、この一覧表見ましたら、人権相談件数と人権侵犯事件という二つに分かれてるんですね、人権擁護委員の活動が。それでみな集計をしてるんですけども、いい機会ですから、相談と侵犯事件という違いについて、人権担当の方でも掌握されとったら、教えていただきたいんですけども、総務が掌握しているというよりも、人権の方かとも思うんですが、どうなんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（小野 明生君） 大変申しわけございません。人権・同和対策課長が今公務で来ておりませんので、後日。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 旧挾間町のときには、子ども人権専門委員ちゅうのがいなかったんですね。それで、質問しても、当時の総務課長さん、名前忘れましたが、専門委員のことについて、余りよくわからないということだったんですけども、この由布市の中にその子供人権専門員という方がおられるのかどうか。そして、この豊岡さんがそれに該当しているのかどうか。該当しなければ、どなたか当該者がいるのかどうか、その辺を教えていただきたいんですが。

（「わからん」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 私の主義はできるだけ通告しないで、その場でどの程度的確に答えられるかというのを把握するのが目的でありますから、一般質問でもできるだけ通告しないように努力はしています。

さて、挾間町の場合は人口1万5,000人以上で、人権擁護委員は6人以上の定数だったんです。どういうわけかずっと谷、挾間、由布川、石城っていう地域から4人選んで、4人しか定数がなかったんですね。定数がなかったちゅうか、もう選出してこなかったんです。ほれで、当時もっと要求すべきじゃないかということも言ったんですけども、一応向こうから来るから、もうこれだけ出してますっていうことでらち明かなかったんですけども、由布市においてこの人口で法定数が幾らなのか。それで現人数が幾らなのか。

といいますのは、今度挾間の人を減らして、庄内、湯布院に何か持っていかうとしているところが若干後の議案であるんですけども、その関係について、総体的に総定数が幾らで、どういうふうな配分を考えておられる。その中のこの位置づけてやっているというのがわかりましたら教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（小野 明生君） 8 番議員にお答えします。

法定数につきましては、ちょっとまた後でしますけど、現数につきましては、今までが挟間 4 名、庄内 2 名、湯布院が 2 名。今回、改正に選考いたしまして、挟間町を 3 名にいたしまして、湯布院を 3 名。挟間が 3 名、庄内が 2 名、湯布院が 3 名ということになります。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8 番 西郡 均君） 多分以前は庄内も湯布院ももっといたんじゃないかというふうに思うんですけどね。合併する前はですよ。それを減員してその 8 名にしたんじゃないかというふうに思うんですけども、わかりましたら昔の人数と、この合併してどういうふうになったかというの、経緯もわかりましたら調べておいてほしいと思います。これは次回、次の機会にお尋ねしたいというふうに思います。

一番気になる相談件数の中で同和件数があるかないかについても一緒に調べてほしいというふうに思います。

これで終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。午後は 13 時から再開します。

午前 11 時 59 分休憩

.....
午後 1 時 00 分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

議長からお願いします。通告のない方はできるだけ簡単に答弁ができる範囲内で質問していただきたいと思います。

日程第 8 . 諮問第 4 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 8、諮問第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8 番 西郡 均君） じゃあ随分あるんですけど、1 点だけお伺いします。

59 歳と定年前のようにあるんですから、何か事件、事故に関係しているんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（小野 明生君） 別に意図はございません。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第 9 . 諮問第 5 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 9、諮問第 5 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君） これも幾つか聞いたかったですけど、1点だけお尋ねします。

先ほどの説明では、現定数が挟間 4、庄内 2、湯布院 3 ということで、新たに挟間 3、庄内 2、湯布院 3 にするというふうな総務部長のお答えなんですけども、どうしてその挟間のかつて 6 名法定数必要だったところの一挙に半分に減らして、湯布院は定数何ぼだったか知りませんが、2人でよかったところを 3 人に挟間と同じようにしなきゃならんその根拠というものをきちっと教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（小野 明生君） 8 番議員さんにお答えします。

今回、8 名、挟間 1 名減らした分につきましては、地域バランス、それでも庄内が 2 と少ないんでございますが、そういった点を考慮しまして選任をいたしております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君） 人権擁護委員の配置基準というのが人口数に応じてなっているというふうに思うんですけども、そういう配分じゃなくって、本来 3、3、3 としたいところを、あえて庄内が市長が出てから 2 にしてもらったぐらいのことなんですか。根拠がちょっとはつきりわからないのですが。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（小野 明生君） その辺につきまして、また後日 8 番議員さんに御報告申し上げます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。（「総務委員会をお願いします」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第 10 . 承認第 3 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 10、承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西

郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） 参考資料として資料が添付されました。それに書いている日にちが平成 19 年 2 月 6 日法律第 4 号というふうになっているんですね。この根拠法令についてはもうここに記載されているとおり、19 年 3 月 30 日というふうになっているんで、一体どっちが本当なのかなと。2 月 6 日であれば、さきの 3 月定例会のときにきちっと上程できたのではないかというふうに考えるんですけども。

参考までに、これにかかわる、株式配当にかかわる軽減税率の適用延長に浴する由布市民の富裕層というんですか、そういう層がどのくらいで影響額がどのくらいかわかれば教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 税務課長。

税務課長（野中 正則君） 税務課長です。今言われたこの 19 年 2 月 6 日法律第 4 号、ちょっと私も今見て、これまたちょっと調べさせてください。3 月 30 日公布というのも私覚えているんですが、ちょっとこれパソコンの打ち間違いではないかなと思います。

それともう一点の株式の配当譲渡にかかわる由布市の影響なんですけど、余りいないんです。大分税務署管内でこの上場株式に関する配当の方が、大分税務署の会議の中で大体 1,800 人くらいなんです。2,000 人弱です。由布市におかれましては、この分が今集計してますけど、益が出た場合については余り出てこないんです。損失の場合は繰り越しということで出てきますんで、決算のときでももし数字が出れば報告をいたしたいというふうに思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第 11 . 承認第 4 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 11、承認第 4 号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） この条文を見ますと、根拠法令があいまいなんです。といいますが、山村振興法並びに過疎地自立促進特別措置法、いずれもそれぞれ 14 条と 31 条の措置が適用される場合のことを定めている省令を根拠としているんですけども、根拠法令そのものとしてはこれじゃなくって、あなたが参考資料でくれた一番資料の下の方ですね。地方税法の一部を改正する法律の概要の一番下に書いている山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法の

一部を改正する省令第47号、平成19年第47号の施行によりこの条例を改正するというふうな提案の仕方じゃないと不適切じゃないかというふうに思うんですけども、それについてどうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 税務課長。

税務課長（野中 正則君） 提案理由を言われるように、つくるときにこの辺をちょっと検討したんですが、やはり私も今、西郡議員がおっしゃるのがいいのかなというふうに思いますので、今後精査しまして、いい方向にもっていきたいというふうに思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第12・承認第5号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第12、承認第5号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

日程第13・承認第6号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第13、承認第6号専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 2つあるんですけど、一つは国庫負担金の過年度収入そのものが特定財源というふうになるんですかね。私は一般財源だというふうに理解しておったんですけども、私の理解違いであればその辺を教えていただきたいんですが。

2つ目は、歳出の補償補てん及び賠償金の説明欄の中に補償金と記入されています。これは補償金ではなくて、前年度の繰り上げ充用ということで、補てん金なんですね。そこら辺についてあえて補償でいいのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長でございます。8番議員にお答えをしたいと思います。

歳出につきましては、これは補てん金でございます。大変申しわけございません。このように

ないように注意して訂正したいと思います。

それと歳入、ちょっと聞いてなかった、大変申しわけないです。歳入の方。

議員（8番 西郡 均君） 2回も言わん。

保険課長（飯倉 敏雄君） ああ、そうですか。

議員（8番 西郡 均君） 一般会計を預かっている財政課長が答弁していただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） これ正直言って特財、ちょっとこの辺検討してまたお答えいたします。（「お願いします。総務委員会」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 大変申しわけございません。財源内訳の件と思うんですけども、これは国庫負担金と支払い基金。支払い基金については、財源についてはその他でいいと思うんですけども、国庫負担金が少し入っております。財源内訳につきましては、今後このようにならないように注意をして財源内訳を記載したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 私は提案の下に書いている国庫負担金が歳入予算に比べて不足を来たしたのでって書いてあるから、国庫負担金だけだというふうに理解していたんですけども、過年度収入の中には国庫負担金と支払い基金の分があるという今の説明なんですけども、いずれにいたしましても、過年度収入が特定財源になるかということの質問でありますから、それについてのお答えをきちっといただきたいというふうに思います。現年度はそれは特定財源ってわかるんやけどね。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（飯倉 敏雄君） 保険課長であります。協議をいたしまして報告したいと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第14・議案第50号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第14、議案第50号由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 議案50号湯平温泉事務所条例を廃止する条例について、最初にまず3点質問いたします。

指定管理者に出そうと思ったけれども、地元と協議が整わないので、この条例を廃止して普通財産とするという説明がありましたけれども、普通財産にした後、この設置条例そのものをなくすということですが、この温泉事務所そのものの位置づけはどのようなんでしょうか。

それから、提案理由の中に地元管理の施設として利活用するということですが、その地元管理というのはどういう管理契約、管理形態をとるおつもりなのか教えてください。

それから、提案理由の詳細説明の中に、地元の地域活力創造会議が県の支援補助を受けやすくするために普通財産にするということなんですけれども、県の補助を受けるのは普通財産にしなきゃいけないという何か理由があるのかどうか、3点まずお伺いします。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

契約管理課長（長谷川澄男君） 契約管理課長です。

それでは、1番、小林議員にお答えいたします。

まず、普通財産とすることの目的ということでございますが、ここの施設につきましては、老朽化したということと、利用者の状況も減っているということから、市がこの施設を改修して今後も継続してやっていくということにはならないということ。それから、温泉場の活力創造会議が県の補助事業で共同浴場の改修を今年度計画をしているということから、ちょうど温泉事務所はこの浴場の真上にあるわけなんです、この事務所についても、その県の事業で実施していただいて、共同浴場と一体となった施設として利用してもらうことを目的に普通財産とするものです。

それと、条例が設置されている関係で、このままだと行政財産ということで、県の補助対象としないということになっております。

それから、次の設置条例廃止後の市有財産としての位置づけでございますが、共同浴場と一体となった施設というふうに位置づけをしております。それから、地元の管理の施設としての利活用云々でございますが、これにつきましては、現在温泉事務所は市の直営となっておりますので、今後共同浴場に付随した施設ということで地元の方に管理をお願いするというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっとよくわからないんですけど。まずじゃあその下の方です。共同浴場と一体的に管理するということであると、下の共同浴場は今行政財産になっているんじゃないかと思うんですけども、普通財産になっているんですかね。もし一体的な財産とするん

であれば、この設置条例をなくしてしまうと、この上の建物そのもののいわゆる文書上、ここの事務所の存在そのものが消されてしまうわけですね。であれば、その下の共同浴場の一部として共同浴場の方の設置条例の中に組み込むとかっていうようなことが要るんじゃないかなというのが率直なわからない点なんですけれども。

それともう一個は、県の支援を受けやすくするため普通財産とするということなんですけれども、県の支援事業の条件に普通財産でなければならないっていうことが入っているんですかね。その支援事業の具体的な名前と条件がわかれば教えてください。

それから、共同浴場直営としてたけど、地元管理にしてみようという部分なんですけど、その地元との管理契約、指定管理者契約では管理できないのであれば、その地元とどういう管理契約、委託管理を結ぶんですかね。その3点をもう一遍お願いします。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 普通財産の考えで、共同浴場と一体となってそちらの方を条例に組み込んだらどうかという御質問でございますが、私どもの見解としまして、行政財産というのは、条例が設置されている部分のみと考えております。

したがいまして、温泉事務所の条例が現在ございますので、これを廃止して普通財産にすることで、共同浴場とそれで一緒になってやりたいというふうに考えております。

それから、もう一点が県の補助金の事業でございますが、これはちょっと待ってください。ああ、そうですね。湯平温泉場活力創造事業ということで、これが補助率が3分の2というふうになっております。ということは、地元が3分の1の負担ということです。

あともう一点何でしたっけ。（「管理契約」と呼ぶ者あり）管理の契約につきましては、共同浴場のほかにもいろいろ温泉の分で絡むものがあるんですが、この温泉事務所の部分もそれ入れたところで地元の方に管理の契約をしたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ごめんなさい。私の聞き方が悪いので、もうちょっと簡単に言いますね。下の共同浴場は普通財産ですか、行政財産ですか。

それから、その管理契約を結ぶその委託管理契約ですか。下の共同浴場の分と一体的になっているのは。指定管理者契約ですか。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 下の共同浴場は普通財産というふうにとらえております。

それから、契約につきましては、管理の委託というふうに考えております。

議員（1番 小林華弥子君） 1回だけいいですか。

議長（後藤 憲次君） もう一回どうぞ。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません。わかりました。

もう一個だけ。その県の事業は、活力創造会議補助事業というのは申請事業名だと思うんですね。多分合併直後に設置された県の合併周辺対策事業じゃないかと思うんですけども、その交付要綱に普通財産対象じゃないと補助できないというような規定があるのかなのか教えてください。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） その県に規定があるかどうかというのは、私ちょっとそこまで調べてないんですが、ただ、この補助金を出している大分中部振興局、こちらの方が直接湯平の方とお話して、私の課も入って、この条例を廃止することで普通財産にしてもらえれば事業に乗るといふうに。それを受けてやっています。

ですから、そういう規定で普通財産というふうに入っているんじゃないかと思われる。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑を終わりますが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑を終わります。

日程第15・議案第51号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第15、議案第51号由布市営駐車場条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 溝口です。5点確認したいんですけども、ただし野田1号、2号、3号という駐車場についてのみです。

まず第1点、契約の現況ですね。個人や法人との契約の台数と駐車可能台数との関連と料金の収納状況。

2点目が、よく観光客が使うんですけども、そういうときの利用の状況と料金の収納がどのようになっているかを教えてください。

3点目は、無断駐車に対してどのような対処をとっているのかということです。

4点目が、設置目的に道路交通の円滑化ということを上げておるんですけども、一頭最初に。逆に駐車場があるために通行の障害となっている状況もございますので、その辺をどう考えて。離合の際の幅員が確保できない場所が3号にありますので、そのあたりの現況をどういうふう理解してこの条例化を目指したのかを教えてください。

最後に、条文の第13条の中に、善良なる管理者の注意を怠った場合の文面でちょっとわかり

にくかったんですけど。はっきり言いますと、駐車場に駐車する自動車や単車等の毀損、または滅失については、その責任を負わない。ただし、その自動車や単車等の保管に関し、善良なる管理者の注意を怠った場合はこの限りでのこの善良なる管理者というあたりが、何でこんなふうな表現をするのか何かわからなかったので、ちょっと教えてください。

以上、5点です。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） それでは、7番、溝口議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の駐車場の契約の状況でございますが、その中で個人と法人との契約台数でございますが、屋号等で契約されている方がいらっしゃるしまして、その方が法人かどうかというのは大変不明なところございまして、一応お店の名前でということで法人という扱いで一応それに基づいて区画を検査しましたところ、個人名義で24名で、区画数が26区画、それから、法人の名義は12社で22区画、それから、現在空きの区画が5となっております。

次に、料金の収納の状況でございますが、18年度の状況を見ますと、全部で、2,300円、1,750円でございますが、全体の調定額は130万1,750円、人数で38名です。収入額は127万1,850円で、36名の方が一応納入されております。未納額として2万9,900円、2名の方というふうになっております。

次に、観光客の利用状況と料金の収納状況についてでございますが、監視人が駐車場にいないことから、個人が借りている区画の平日の5時以降、それから、土日等につきましては状況の把握は難しいという部分もありますが、野田駐車場の1号から3号についてはすべて月決めの契約ということから、観光客が利用されているという状態にはないというふうに思われます。

それから、契約外車両、無断駐車への対処状況でございますが、個人契約の方が勤務先の地理的な条件で利用されている方は、本人が駐車する時間帯に無断駐車というふうになってなければ問題が起きませんし、また、商店街におかれましては、商店を構えたり、お店を出している方については、店と駐車場がそんなに離れていないということから、無断駐車への対処は可能ということだと思います。

それから、設置目的として道路交通の円滑化を上げているが、逆に阻害となっている状況をどう解決していくのかということでございますが、一般的な概念としまして、駐車場が設置されておれば、道路交通の円滑化につながるということから、設置目的にこの条文を組み入れたところでは、

駐車場としての観点から考え方を述べさせていただきますと、野田駐車場の利用者は、花の木通り商店街に店を構えたり、出店されている方々の駐車場として、そのほかに個人契約者で、先ほどお話ししましたが、勤務先の地理的な条件で借りているという方が、主に2つのパターンで

利用されていると思われま。花の木通りの商店街は、確かに幅員が狭いことから、現在一方通行となっております。駐車場のある通りも幅員が狭いということから、確かに議員おっしゃるように阻害感を感じている方もいらっしゃるかもしれませんが、商店街が狭いために、駐車場をつくれずに、ここの道路わきに設置をしたということになっておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

花の木通りの商店街に貸し付けております駐車場を利用されている買い物客や商売をされている方は、それから、また個人の契約者で利用されている方については、ここに駐車場があるということで、車の通行の阻害となっております以上の効果はあります。駐車場の観点で言わせていただきますと、そういうふうを考えております。

それから、最後に13条の善良なる管理者の注意を怠った場合云々の意味でございますが、これの条文につきましては、確かに表現の仕方、言い回しが、これは湯布院町の条例のときからずっとこのような表現の仕方を継承しております、ちょっと県内の他の市町村の条例を調べましたところ、このような言い回しをしている市は、別府市を初めまして、数市あるところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 利用状況についてはわかりましたし、ただ、未納の方々に対する今後の対応が、まずもう一回聞かせていただきたい一つです。

そして、3号の駐車場の中央あたりに、たしかとめてはいけないゾーンがあって、それは何のためかという、あの水路から消防の水とりの取水用の区画を1つ用意しているんですけども、そこに常にとめられているんだというふうな苦情が私の耳に入りまして、そういうところをどうしてきちんとはとめちゃだめなんだと。火事のときにふたをあけて、そこから水をとるんだからとめちゃだめだというふうにきちんとした表示をしないのというふうに私の方に言ってこられた方がおりますので、そのあたりの処理の方向を教えてくださいたいと思ひます。

また、もう一つは、阻害要因となるような駐車の形態があるのは確かで、特にこれは3号です。一番上ですね。ここは今取水ゾーンと同じなんですけども、もう少し斜めにぐっと置けば、今はもう離合はできない状態ですので、駐車を全部なくすというよりも、ちょっと減らして、縦列に近い形の、縦列駐車場に近い形の対応をすれば、ぎりぎりであっても離合が可能になるんじゃないかというふうなまた地元の、近所の方々の声がありましたので、この対応をどう考えていらっしゃるかも教えてください。

そして、善良なるというところは、もう手前みそみたいに見えますんで、カットしたらどうか。善良であって当たり前ですから、市ですから、由布市でございますから。管理をしている

のが善良な由布市だというのを、一々自分のことを善良と言わなくても、こんなのは管理者の注意を怠った場合はこの限りでないとするばいいわけですので、あえて善良なるというのを入れずにカットしていただきたいという希望がありますので、それも考慮していただきたいと思います。

以上、もう一度お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） ちょっと補足説明させていただきます。13条の善良なる管理者の注意義務というのは、もう民法の基本的な最初の規定にありますように、民法の基本原則でありまして、本来駐車場を管理、駐車場であるならば、駐車場を管理している立場の人であるならば、通常当然に払うべき基本的な注意義務、そういうものを払わないがために、そこにとめていた車が損害にあった場合に限っては、市がそれなりの責任を負う場合もありますよということを書いているということで、この善管の注意義務というのは基本的な表現の一つとしてありますので、ここはこれを使わせていただきたいということでございます。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 溝口議員にお答えします。

まず未納についてでございますが、先ほど私説明しましたように、2名の方がいらっしゃるということで、1名の方はもう1カ月分だけが未納になってまして、もう1名の方は1年間分入っていないというふうになっておりますので、この方については、今後辛抱強く説得をして徴収の方に当たらせていただきたいというふうに考えております。

それから、野田3号のちょうど水利の表示があつてという部分と、もう少し斜め駐車ということでございますが、この分については、そのような形で表示、あるいはちょっととめる位置の部分については、今後改めるような形で検討していきたいというふうに考えております。

善良の部分については、副市長から御説明がありましたので、省略させていただきます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 13条の方はよくわかりました。あとは今課長おっしゃった1名の方はもう1年近くも払ってないということですので、説得していくというよりも、もっと違った形で、払えないなら置くなということでも言ってもいいんじゃないでしょうか。

そして、幅員の確保のための対処は善処していただけるということですので安心しましたけれども、ぜひとも取水用にあけている部分に対しては、一つペイントの色でも変えて、ここはこういう目的のため駐車するなというふうな、だれが見てもわかるような形での対応をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、5番、佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。2点ほどお伺いいたします。

使用料で提案理由のときに説明がありましたのは、この料金の見直しをしてないということでもありますけれども、1点目は、使用料の算出基礎、根拠。それと、最後の7表の中で、使用料の無料箇所を載せていると。これはなぜだろうかと、そういうことでお聞きをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 5番、佐藤議員にお答えします。

まず、使用料の算出基礎でございますが、これにつきましては、私、最初の方もお話ししたんですけど、使用料金の表が漏れていたということで、湯布院町のときの料金並びに由布市となりまして料金をそのまま載せているということだけでございます。ですから、この2,300円、1,750円、それから有料料金については、その前の湯布院町の当時のままの金額をそのまま新しく表に載せたということでございます。

それから、使用料の無料箇所の部分を条例に記載する必要があるかどうかというお尋ねでございますが、これにつきましては、使用料金が漏れていたというのがつい先般判明しましたことから、駐車場の箇所については、先ほどの料金と同じでございますが、湯布院町のとき、それから由布市の条例でこの湯平の駐車場が記載されていたということで、そのまま載せさせていただきました。

なぜ無料駐車場がこの条例に記載されているのかというのは、ちょっと詳細はよく承知しておりません。ただ、先輩諸氏に聞いたところでは、御存じのように、あの湯平温泉というのは非常に狭いところで、地形的になかなか駐車場というのがとれないということから、旅館人でお客がお見えになった方の駐車場というその辺のスペース、それから、もう一つは災害等の避難場所として、温泉場のちょっと上手の方になりますけど、そちらの方にそういうスペースを確保して、町として公共の用の駐車場を湯平温泉場に確保しているというのを住民に知っていただくために条例に織り込んだのかなというようなことでございました。

この条例に無料の駐車場を載せていることが妥当かどうかということにつきましては、行財政改革大綱にも駐車場の料金の見直しというのを言われておりますので、今後、その料金の見直しもあわせるところで検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） その経過はよくわかりました。

ただ、条例制定をわざわざして市民に周知するわけでありまして、私、無料が悪いとは言っていないです。無料にするならば、わざわざ行政財産を市民に不公平感、公平感から見て、たとえどなたが見ても、どういう形にしる、利用するのはやはり一つ一緒でありますから、やはりそこ辺

が市民に不公平感が出る。やり方は私はいろいろ考え方あると思うんです。無料にするならば、そういう地域の事情もあるならば、条例に載せなくて、普通財産として委託契約なりしながら、地域のその反映に役立てる、そういう方法もあるんじゃないかと、そういうお考えはどうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 契約管理課長。

契約管理課長（長谷川澄男君） 先ほどお話ししましたように、無料ということについての部分を条例に載せるというのは、ほかの市町村の条例もちょっとちなみに調べてみたんですけど、大体が料金が制定されているところだけの駐車場みたいでしたので、先ほどお話ししましたように、料金の見直しのおきにもこの部分について再度検討してまいりたいということで、普通財産の方がいいんじゃないかなというふうに今の時点で私は考えております。

議員（5番 佐藤 郁夫君） もう結構です。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑を終わりますが、ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 議案の次のページの条例そのものを見てほしいんですけども、第2条名称及び位置で、名称の野田駐車場1号駐車場。この表記でどうかと思うんですけども、2号、3号については括弧書きなんですね。本来括弧書きというのはないと同じようなものですから、こういう表記の仕方はありません。ここの参考資料につけておられるように、野田駐車場1号、（1号）駐車場というような書き方なら別に差し支えないと思うんですけど。そういう点であり得ないような名称をつけるというよりも、きっちとした名称をせっかくですからつけてほしいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第16．議案第52号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第16、議案第52号由布市営土地改良事業分担金徴収条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

日程第17．議案第53号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第17、議案第53号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西

郡均君。

議員（８番 西郡 均君） うちの委員会ですから、中身については言わないんですけども、提案の仕方、これまでのやつは一部を改正する条例で切っているんですね。この条例から以降については、条例の一部改正についてということで、表記の仕方が変わってくるんですけども。こういうのは法制の方でどちらかにきちっと統一すべきだというふうに思うんですが、それは以後気をつけてください。答弁要りません。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第 18 . 議案第 54 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 18、議案第 54 号政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（８番 西郡 均君） これは法律によって改正するというので、その肝心の法律のことについてちょっとお尋ねしたいんですけども、郵政民営化法で郵便貯金そのものがどうなるかというのが一点。

それと、今度廃止される金銭信託の元本の額というのもどういうものか教えていただきたいというふうに思います。

そして、証券取引法がここに書いているように、金融商品取引法に名称変更すると。この 5 号の削除と同じ時期になろうかと思うんですけども、その施行年月日ですね。それを教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 3 点目の御質問の施行期日でございますけども、これにつきましては、5 号の件につきましては、19 年の 9 月に予定を今現在されているところでございます。9 月ですね。9 月ということで御理解いただきたいと思います。今、国会で審議されているので、恐らく 9 月 1 日ではあるというふうに認識いたしております。（「審議されているものが出てくるわけ」と呼ぶ者あり）私どもで今情報を得ているのは、9 月ごろに閣議決定されるであろうということで情報把握しております。（「それって反対じゃない。ああ期日を。反対と思っちゃった」と呼ぶ者あり）いいですか。

それから、1 点目、2 点目につきましては、事前通告書がいただければもっと詳しく御説明申し上げることができたと思いますけども、通告ございませんでしたので、この点につきまし

ては総務常任委員会の方で詳しく御説明申し上げます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第19．議案第55号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第19、議案第55号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

日程第20．議案第56号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第20、議案第56号由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

日程第21．議案第57号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第21、議案第57号由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 条例の新旧対照表のところを見ていただきたいんですが、第2条市長は法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可の申請があった場合においてということの条件を変えるんですけれども、この墓地、埋葬に関しての許可権限が市長にあるということの根拠法令は何でしょうかというのが1点目。

それから、もう一つ気になるのは、これ市内業者に限定をしようということの趣旨で、事務所の登記が市内にあるものがというのを入れていると思うんですけれども、経営を許可するための条件として、墓地を設置する人が市内業者ということになっているんですよね。

何が言いたいかというと、その墓地を設置する人と経営する人は一緒だったらいいんですけれども、経営する人と設置する人が別々だった場合に、この市内に住所を有するものという制限がどちらに係るのか、両方に係るのかどうかというところを教えてください。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（平野 直人君） まず、1番、小林議員にお答えいたします。

まず1点目の根拠法令はということでございますが、地方自治法第252条の17の2、条例による事務処理の特例というのがございます。それから、大分県の事務処理の特別に関する条例の第2条に、市町村の処理する事務の範囲等を定めております。これが根拠法令でございます。

次に、2点目の設置者と経営者ということでございますが、通常墓地の経営の申請に来るものは、設置者と経営者が同一のところであります。したがって、経営者にも制限が係るということであります。でありますので、それぞれ定款等も、規則等も、お寺さんの規則等も全部墓地経営に関することを明記したものを提出をしてもらいますわけですから、そういうものの条件が整ったところに許可をするということでございますので、設置者と経営者は同じだというふうに認識しております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） であれば、私これこの条例の目的はいいと思うんです。市内限定したいと。

まず最初の根拠法令なんですけれども、この2条の頭にある、市長は法第10条第1項の規定というのは、これ墓地、埋葬に関する墓埋法の10条の1項なんですよね。この墓埋法の10条の1項では、あくまでも墓地、埋葬に関する権限は都道府県知事にあるって書いてあるんですよ。ただ、この都道府県知事にある許可権限を市町村長に移すということの根拠法令が地方自治法の252条の17の2というふうに言われたと思うんですけど、ただ、この地方自治法の252条の17もよく読んでみると、知事が持っている権限のその事務の一部を条例で市町村長に移すことができる。その条例が、今担当課が言われた大分県の条例のことだと思うんです。だから、こう3段階になっているんですけど。

ということは、このここに書く一番近い根拠条例は、もちろん墓埋法の10条の1と及びその県の条例というのを書いておいた方がというか、書いておく必要があるんじゃないかなというのが1点です。

それと、書き方よりも中身の問題なんですけど、設置者と経営者が一緒だと認識しているのはいいんですけども、そうでない場合が起こり得ると思うんです。そのときにあくまでも設置者と経営者が一緒だと思ってましたと言っても、多分この条文だと、その網をすり抜けて市外の業者がやりたいと言ってきたときに、あくまでも条文読むと、設置するのが市内の業者でいいということであれば、市内の業者の名前を借りて設置だけして、あと実質経営するのは市外業者だということが十分考えられると思うんですよ。

なので、どうしたらいいかということで、提案なんですけれども、この改正案の方の一番下の2行なんですけれども、53条に規定する事務所を由布市内に有するものが墓地等を設置しよう

とるときだけではなくて、墓地等を設置及び経営しようとするときというふうにつけ足しておく必要があるのではないかな。設置しようとするときだけ市内業者だというふうに取り扱いますので、この改正の目的が経営する人も市内業者に限定したいのであれば、設置及び経営するときって文言が必要なんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 環境課 副市長。

副市長（森光 秀行君） ちょっと補足で答えさせていただきます。設置をするということは、イコール設置をして放っておくということではなくて、設置をして当然経営をするわけですから、同じそれを含んだ意味というふうに理解しております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） いや、そうなんですけど、放っておくんじゃなくて、設置するときは市内の業者の名義を借りて設置しておいて、その後、その市外業者に経営だけ貸すということが十分考えられると思うんですよ。経営の許可を出すときに、設置者が、要はつくる時、設置、つくる時だけその市内の人の名前を借りて設置しておいて、実際は経営する人は市外業者だということ考えられませんか。そのためには、もしそういう状況があったときに、墓地つくる時だけは市内の人で申請してつくるだけつくっておいて、実際経営したり、運営したりしているのは、市外業者が設置した人が貸して経営させるということ十分考えられると思うんで、そういう対応、対策がとれるように補足した方がいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

というか、基本的に経営も設置も両方とも市内業者に限りたいという趣旨なんですよ、これは。であれば、その文言が必要じゃないかなと思いますが。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 経営の審査については、墓地というのは、他の施設と違いまして、一たん設置すれば、もう骨、そういう収蔵物は半永久的でありますので、簡単に経営状態が悪くなったからといって放置されては困るものでありますので、その設置の申請書の中身の審査というのはかなり厳格にやります。どのようなお客さんの見込みがあるのか、入る方の見込みがあるのかとか、実際に経営の計画はどうであるか、資金調達はどうであるかということの詳細に聞き取り、審査をやります。

したがいまして、単に名前だけ借りたというような形で認めることは基本的にはない。そういう審査を厳重にやります。なおかつ、当然その運営も含めたところの経営許可でありますから、設置許可でありますから、そこのところは審査の段階で徹底的にやるということでございます。

なお、今の議員のその提案につきましては、その趣旨は同じでありますので、ちょっと事務レベルで検討させていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 次に、3番、立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 3番、立川です。同趣旨のようでありますので、もうよろしいです。

議長（後藤 憲次君） 次に、15番、佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） この件に関しましては、中身は同趣旨なんですが、挟間地区で今大きな墓地建設の事業が行われていると思うんですけども、どのくらいの規模になるのか。それと、その点に対しての許可ですね、これは出せているのか、お教え願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（平野 直人君） 10番議員にお答えをいたします。

これは挟間町で今造成されているものは旧挟間町時代に許可したものでございまして、17年の6月に許可をしております。規模的なものにつきましては、墓地の総面積が1万1,172平米でございまして、墓地の区画が1,862区画でございます。もう一つ納骨堂をつくっておるわけですけども、その納骨の区画が1万区画ということでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（15番 佐藤 人巳君） はい、いいです。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

以上で通告に……。あんた通告じゃないじゃろ。

以上で通告による質疑は終わります。ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 以上で終わるかと思った。済みません。

中身はあれなんですけども、書き方で、現行と改正案、両方比べてるんですけども、改正案の方に略って書いてあるんですね。という場合は、現行も略で。下線を引く場合は両方書いって構わないんですよ。だから、下線を引かない場合はすべてを略して該当部分だけを表記するというような書き方なので、ここは法制係がきちっとチェックすべきだというふうに思います。原課はこういうふうに出しても、それを今後御注意をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第22・議案第58号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第22、議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する

る条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） まず、先に3点お聞きします。

今までは社会教育施設としての公民館の図書室であったものを、図書館の分館に位置づけをし直すということのための条例改正だということなんですけれども、公民館の一部の組織機能である図書室と図書館ということは全然もともと設置が違くと、市長の提案理由の説明にもありましたけども、その図書室を図書館にすりかえる意義と目的は何でしょうか。

それから、通告してました2条の条文だけでは不備があるのではということに関しては差し替えされたので、これは結構です。

あと、提案理由の説明の中で、図書館の分館にすることによって、蔵書の一元化を図って図書館としての機能を高めるということだったんですけれども、図書室として機能している機能と、この分館にしたことによって高まる機能、具体的にどう違うんでしょうか。

それから、3点目、特に湯布院の図書室を図書館分館にするということですが、長年、湯布院町の中では図書室のほかに図書館を設置したいという住民、それから旧湯布院町挙げての取り組みがあったはずだと思いますけれども、本来図書室とは機能が違う図書館が欲しいと切実な悲願があったものを、図書室を図書館って名前をすりかえるということは、私はその過去の図書館設置運動をどういうふうに由布市において継承されているのかということに疑問がわきますので、そこのお考え方を聞かせてください。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 生涯学習課長です。1番議員にお答えいたします。

まず、分館にすりかえるということですが、提案理由といたしまして、市長の申すとおり、図書館の蔵書の一元化。これは図書館の整備をして、蔵書の整備をして流通をする。市内3つの図書館に本がいつでも整備され、市民にサービスできるような提供をするということになります。

それと、2点目ですが、この2点目につきましては、これにつきましては、合併と同時に愛読者、特に湯布院の方からの熱い要望がありまして、湯布院と庄内の図書室をどうかしてくれということで、いろいろ協議してきました。そして、教育委員会としましては、検討して、結果、図書館協議会というのがございます。その中で何度も何度も協議して、最終結果、分館ということを決めて、今回条例を提出させていただきました。

議員の申すように、では公民館の図書室を図書館と分館にすりかえるということですが、これは平成18年の10月に文部科学省が、現在公民館にある図書室を分館としてやっていて、本の市民の提供といえますか、そういうふうにやっていいですよという通達が参っ

ております。

そういう中で、うちの方といたしましては、協議会の方にこの文部科学省の通達をお見せして、分館としてはどうかということ、今回分館という形にさせていただきました。

どういう利点があるかといいますと、分館となりましたら、先ほども言いますように、蔵書の整備ができ、そして、3館の本の流通がスムーズにいき、そして、市民の愛読者の皆さんにいつでも本が提供できるというようなシステムをつくっていきたいと思っております。今、挟間の未来館の方にある図書館でございますが、市立図書館となっておりますが、ここは学校と図書館、そして、県の図書館等々のオンラインを引いております。それで、いつでもどこでも検索をできて、検索をすればそこにどこにどんな本があります。そしたら、その本がどうか手に入らないかなということになれば、その挟間図書館の方では、その本を調達して、そして、その人に届ける、そのシステムをやっております。そういう、これ近い将来になるとは思いますけど、オンライン化をしてもいつでもやっていけるんじゃないかなという考えを持っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 全然納得できません。湯布院の図書室の状況を御存じですかね。今、湯布院の図書室でも県図書ともはさま未来館の図書館とも全部つながってますよ。本も取り寄せられます。図書館にすることによって設置しなければいけない機能は、図書館司書を置かなければいけないんですけども、湯布院の図書室の方は司書の権限も持っています。

そういう意味では、図書館に名前変えても、何ら一つ機能は変わらない。むしろ、今図書室でありながら、十分図書館の機能を頑張って持っている。それはなぜかという、湯布院には図書館が欲しいという悲願がずっとあったんです。それは、あの図書室を図書館にすりかえるのではなくて、きちんとした文化的機能、それから、いつでもだれでもが立ち寄って、それから、市民の人たちの知的文化の交流としてのスペースが欲しいと。立派な図書館が欲しい。時間がかかってもいいからそれをつくっていきたいということがあって、あれを図書館にしないで、図書室にして、行く行くはいつか図書館が欲しいという、そういう設置目的がずっとあったわけですよ。それを今回こうやって名前を変えて、この図書室が図書館になりましたよ、それでいいでしょっというようなことを言われている気がしてならないんですよ。これまでの図書館設置運動の思いは何だったのかということで、私は全然納得できないのが一つ。

この機能を高めるためというのが理由であれば、もう既にその蔵書一元化を図る機能はあるんですから、それは全然理由になってないので、なぜこういうふうな名前をすりかえるのかなというのが一つと。

もう一つは、今は図書室は公民館の一部の部屋なので、これ公民館の運営委員会ですとか、あ

るいは社会教育委員会にこのことを諮ったのかどうかですね。

それから、3点目、もし百歩譲ってこれを図書館分館にするとしても、何で分館なんですかね。何で挟間が本館で、庄内と湯布院が分館なんですか。公民館は、由布市公民館といって、由布市挟間公民館、由布市庄内公民館、由布市湯布院公民館っていう名前で、全部同じように公民館にしていますよね。であれば、百歩譲って図書館にするのであれば、由布市挟間図書館、由布市庄内図書館、由布市湯布院図書館にすればいいんですけど、何で庄内と湯布院の分館にして、未来館の分を本館にしなきゃいけないのか。

さらにもう一つ言うと、図書室を図書館にするということで機能させるのであれば、これ大幅に本来ですと設備も増強させたり、あるいは司書を置くためにお金もかかります。その予算措置が必要なはずです。予算措置が必要な条例を提案するのであれば、その予算措置を同時に出さなければいけないという原則が地方自治法でも決められていると思いますけれども、今回、この名前だけ変える条例改正だけ出して、補正予算にも上がってないと思いますけれども、こういう予算措置をするつもりがあるのかどうかお伺いします。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

図書室を分館にすりかえるということではなくして、今現在、実際のところ、図書館というのは、今機能働いているのは湯布院も働いているという聞きましたけど、今図書室を現在の財政状況、いろんな面を勘案してみましたら、やはり分館という形でもっていかせてもらって、そして、最大限に今の図書の蔵書、これを進めていきたいと思っております。

そういう中で、予算化というのは今回はしておりませんが、今後計画的に予算化して、そして、さっき言いましたように、3館オンライン化をして結べるようにやっていったらという計画がございますので、それは長期計画となっておりますけど、その面を考えたときに、今さっき言いましたように、挟間のように小学生、それから一般市民、すべてが検索すれば、その図書館に行って、その地域の図書館に行って検索すれば、ああ挟間にあの本がある、庄内にあの本がある。じゃあ、この本を借りたいというようなシステムもできるんじゃないかと思っております。それで、今の状況では、図書室、それと図書館という形がありますので、これを一つ一本化、一元化すれば、近い将来そういう形ができていくんじゃないかなと思っております。

それと1点は、今、これは私今挟間の図書館長に聞いたわけがございますけども、県立図書館の本は、現在いろんな削減にあって、挟間の市立図書館しか届かないようになります。そういう形で本をやはり湯布院まで届けるには、一つこういう形をつくらせていただきまして本の流通を図りたいと、こう考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（１番 小林華弥子君） 図書館を湯布院に設置したいと。でも、今財源的な措置がないから、とりあえずあの図書室を図書館っていう名前にしておいて、そのうち予算に余裕があればちゃんと整備していくって。それ私逆だと思うんですよね。

であれば、それまでずっと図書室でいいんですよ。旧湯布院町時代も財政が厳しくて、図書館欲しい欲しいと言ってたけど、ほかの政策の方が優先的だということをみんなわかってて、我慢して、いつか立派な図書館が欲しい。それまでは図書室で我慢しようって言ってきてたんですよ。それを、これもう図書館ですよって名前つけられたら、もうそれ以上、本当に欲しい図書館ができなくなるんじゃないかって非常に思います。

その機能が充実させられるって言ってますけども、今の図書室としての機能と分館としての機能は変わらないのであれば、むしろこれを図書館にすりかえることの方が私は全然納得が、市民の納得が得られないと思いますし、過去湯布院の図書館運動してきた経緯を全く無視するものだと思うんですよね。

ただ、今課長が言われるように、今図書館、これを一応図書館分館にしておくけれども、行く行くはということであれば、今後湯布院にきちんとした図書館を整備していくということを基本に、前提にしたこれ分館化なんですか。少なくとも将来的にきちんとした図書館を湯布院につくることが前提のこれ分館化なのかどうか、そこ明言していただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） １番議員にお答えいたします。

今、じゃあ近い将来と言いましたけど、これは我々図書館協議会、これ何度も開いてそういう分館という形にいかせてもらいました。では、近い将来なるのかといいますと、これはやはり財政、そういう市の財政状況を見ながら、そして、また執行部と相談しながらやっていくことでございますので、ここでは明言できないと思っております。

議長（後藤 憲次君） もうここでよかろう。

議員（１番 小林華弥子君） 議長、一つだけ。議長、一つ答弁いただいてないんですが。

議長（後藤 憲次君） 何。

議員（１番 小林華弥子君） 運営委員会に諮ったんですかね。公民館運営委員会には。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） その点につきましては、公民館運営審議会には、湯布院、庄内につきましては、まだ私の方からは諮っておりません。今後開かれれば、そのお願いにも上がろうと思っております。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑は終わりますが、ほかにありませんか。吉村幸治君。

議員（１９番 吉村 幸治君） １９番です。

１番議員も今湯布院の思いを意見として、質疑としてお話をしたんですけども、今までこの湯布院の図書室、それから、庄内の図書室が合併したときにどういう位置づけにあったのかということをもまず１点お聞きしたいと思います。

それから、図書館という認識が、ただ本があればいいんよという認識に聞こえてならないんですけども、執行部の考える図書館というのはどういうイメージがあるのか、それをお聞きしたいと。この２点をまずお願いします。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） １点目につきましては、それは湯布院の図書館の設立、設置、これは重々知っております。先ほど言いましたように、合併当時、やはり愛読者、教育委員会に来て、切に話したことを覚えております。

しかしながら、さっき１番議員さんに説明しましたように、お答えいたしましたように、図書館協議会には湯布院、庄内、挟間の委員さんが入っております。そういう中で協議したやつでございますので、それはわかってほしいと思います。

それから、湯布院、庄内の図書室の位置づけというのは、やはり図書館の機能はあったと思います。あったのあれでございます。それで、貸し出しとか、いろんな面でやってきたと思っております、それで今回そういう形があるならば、図書館の機能があるということで分館とさせていただいたわけでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。吉村幸治君。

議員（１９番 吉村 幸治君） 本があるのが図書館という、そういうイメージが強くてならないんですね。今各市の中で建設されておる図書館の実情をもう少しやはり研究してもらいたいと思います。本があるだけじゃなくて、いろんなやっぱり講演会であるとか、親子のふれあいの場であるとか、そういうスペースを持ったものを今図書館と言うんですよ。じゃ、そういう内容の中で、言われるように、湯布院分館というふうにごう位置づけられると、そういう思いの中で運動してきた人にとっては、やはりこれは何だという思いがすると思いますので、もう少しやはり図書館の内容についてしっかり研修というか、執行部としての案を持っておってもらいたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は１４時２０分から再開します。

午後 2 時11分休憩

午後 2 時21分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第 2 3 . 議案第 5 9 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 2 3、議案第 5 9 号由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。 1 9 番、吉村幸治君。

議員（ 1 9 番 吉村 幸治君） 1 9 番です。機構改革のためにということで、体育振興課を生涯学習課に改めるということなんですが、いわゆるこのスポーツ審議会の事務局を担当してたのが、今まで体育振興課が主管をしておったということで、それが体育振興課がなくなったから生涯学習課に改めますという提案だと思うんですけども、このことに関しましては、3月の議会の中で市長がその構想を言われました。1課1局制とか、体育振興課をなくすとか、そういうお話がございました。

その中で、やはり我々民の代表としては、やっぱりそういうものをなくしてはいけないよということで御意見も申し上げたんですけども、聞き入れられることなく4月がスタートしたという状況でございます。早速このそういうことでその生涯学習課になったと思うんですけども、体育振興課が今まで主管をしておったスパマラソン。これが中止になったと。こういうことが一つ生涯学習課になって、それを担当する専門の課がなくなったということで私は中止になったと思うんですけど、その辺のことをまず説明をしてもらいたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 振興課長。

湯布院公民館長（佐藤 省一君） 湯布院公民館の佐藤です。吉村議員にお答えいたします。

スパ健康マラソンにつきましては、湯布院町体育協会が実行委員となって事業を進めてまいっております。例年、お盆の次の週の日曜日に開催をしておりますが、その日が国体のリハーサル大会、柔剣道、それから少年のラグビーが入っております。それから、会場となっております山下池のマラソンコースが今、橋のかけかえをしております。その橋の竣工が8月の31日となっております。それから、9月に入りまして県民体育大会、それからリハーサル大会、それから運動会等がありまして、日程がとれません。それから、やれば10月にやるということで計画をいたしておりましたが、9月にレークサイドホテルが閉鎖をするということで、ちょっと会場が使えなくなりました。と申しますのが、九州電力の方に行きまして、閉鎖後、使用ができるかということを確認したんですけど、約束はできないという状況ですので、今回体育協会理事クラ

ブ長会を開きまして中止と決定しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） いわゆるこういう市民マラソンといいますが、そうしたマラソンの先駆け的なスパ健康マラソンであったと思うんですね。それが中止になったということ。その国体があるという、プレの準備もせにゃいかんということは、当初からわかっていたと思うんですよね。それで、3月の予算の中にもこの予算化もしているんですよ。100万円ほどね。やっぱりそういう中で中止になったということを知れば、体育振興課がなくなったからではないかと思いたくなるわけですよ。その辺のやはり周知徹底というか、今年度はやめますが、次回はやりますというような手紙が来ればいいけども、私これ毎年出るもんですから、実行委員長から手紙が来ましたが、もうこれで終わりますというような言い方の文面にとれる手紙なんですよ。これではちょっとやっぱり寂しいんでね、もうちょっと愛好家というか、そういうファンが多いと思うので、ちょっとこの議案とちょっと離れてきよりますけども、ほかで言うところがないもんですから言いよりますけども、一つ体育振興課なくなっちゃったんだけど、生涯学習課引き続きこれをやるという決意表明を一つやっていただきたいんですけども。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 19番議員の吉村議員にお答えいたします。

生涯学習課が体育振興課と合体したというのは御存じだと思いますけど、生涯学習課の体育振興係というのがございます。そういう中で、各公民館、地域の公民館には体育振興係が1名ずつおります。

そういう中で、地域のスポーツに関しましては、その地域の公民館で体育振興係を軸にやるようにやっておりますので、これで体育振興の方はおろそかになるということはありません。もっと前向きな方でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議員（19番 吉村 幸治君） スパマラソン、スパマラソン。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） スパマラソンにつきましては、湯布院公民館長にお答えさせます。

議長（後藤 憲次君） 公民館長。

湯布院公民館長（佐藤 省一君） スパマラソンの担当をします湯布院の体育協会の事務局を公民館は持っていますので、スパマラソンも公民館が担当になります。一応、昨年まで来ました選手の皆さんにははがきを差し上げたんですけど、ことしとちょっと来年が本国体というのでどうなるかわかりませんので、一応今回文書で中止という形で手紙を発送させていただきました。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

以上で通告による質疑を終わりますが、ほかに。利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 吉村議員が言われましたちょっと離れるんですけど、挟間町にも地域のソフトボール大会、これはあるんですけども、職域対抗が合併と同時になくなりました。また我が商工会に4チームほど電話があって、なぜあれをやめたんか、存続せんのかと、役場に行って聞けと、おれは知らんということをお答えんですが、それについて旧町時代にやめられたのはどういう理由なのか。関連質問でお願いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 17番議員にお答えいたします。

先ほど申しましたように、地域のスポーツは地域でということで、体育協会も一緒に入って、その中にソフトボール部、それから野球部、いろんな部の部長さんがおります。そういう中で審議されたんじゃないかなと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） さっきの話でちょっとびっくりしたんですけども、公民館運営審議会ですか。それにかけてなかったということで聞いたんです。このスポーツ振興審議会ちゅうのはいつあったんですかね。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 8番議員にお答えいたします。

多分、予算前の3月に開かれたんじゃないかと思っております。今年度に入りましてスポーツ審議会は あれ何月やったか、市民体育大会の件で5月に開いております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） この件については、3月のときに既に話題になっていたわけね。このことが議論されたのかどうかというのが、事務局担当ですから、担当かわりますよということを議論された、報告されたちゅうか、皆さんが納得されたのかどうかちゅうのは気になったわけですから、そこ辺どうなんですかね、そういうのはわからない。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） その審議というのは、各公民館運営審議会の中でというか、そういう中で私はこう入ってないんですけど、そこではちょっとまではわかりません。（「単なる報告事項やろうけんね。よくわからんわね」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） ほかにあり……。高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 済みません。担当委員会なので、本来は慎むべきなんですけども、一言だけ言わせてください。

当然これ機構改革にともなって条例提案だともうなんですけども、3月のときに機構改革する

んだけど、条例に触れることがないからその審議はすることないんだということで、こういったことは審議されなかったんですが、当然これ3月にこういった条例が提案されて、その後、機構改革に移るとというのが手順、手続であるというふうに思うんですけども、この件に関して、市長、どのように思われるか、一言だけ御意見をください。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） その辺私もちょっと詳しくありませんけれども、条例が先であるというふうに思っています。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第24・議案第60号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第24、議案第60号由布市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これが議案かどうかちゅうの私確認したいんですけども、確かにかがみは議案になっているんですね。本体の方は単なる表なんですね。議案のていをなしてないんですよ。少なくとも変更前（ページ、行）ということで、能書きはうたっているんですね。何ページの何行目ちゅうの。しかし、肝心のページもなければ、行もない。そして、交通通信系の整備、情報化及び地域間交流の促進なんちゅう項目は旧過疎の何とかいうこの本にはないんですね、該当する。由布市過疎地域自立促進計画には。何でこういうこれを議案と称して出してきたのか。何か欠落しているんじゃないですか。

議長（後藤 憲次君） 土地開発公社事務局長。総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 総合政策課長です。西郡議員にお答えをいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の法律によりまして、市町村の過疎地域自立促進計画を変更する場合につきましては、その法律の第6条第6項の規定によりまして変更する場合はという規定がございます。それに基づいて変更したということなんですけども、由布市になりまして過疎地域自立促進計画の計画書の中の第30ページになるんですけども、事業計画、自立促進施策区分の中の市町村道の変更ということで、今回その市町村道の変更が生じたために提案をしたということがございます。これにつきましては、変更する場合につきましては、県の事前の合議をいただきながら、そして、議会の議決をいただきまして国の方に提出をするということになっております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それは6条1項の部分なんですね。それは制定のときのその作業

で、あなたが口頭で言った部分が議案にならなきゃいかんわけですよ。それを6項を根拠法令にして変更するんで議会の議決を求めると。今言った、あなたがる述べたページ数も含めて、それを議案にして出さんといかんわけですよ。単なる表を、こういうふうにはい見てわかるじやろうかと。どっか県から来た人が見てわかればどねな文でもいいんじゃちゅうようなこと、この前も答弁してましたけど、ああいう姿勢はいかんですよ。

だから、それは県と合議をするのは当然のことです。第1項でそういうふうになっているわけですから。

だから、議案としてこういう出し方をして、これでよしとするようなことじゃもう話にならん。関係委員会でかなり厳しくやかましく言われると思います。はい。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第25・議案第61号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第25、議案第61号大分県交通災害共済組合同規約の変更についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 5条、6条ちゅうのがあるんですね。5条は議員の定数なんです。6条は、早い話が選出方法というんですか、選挙の方法じゃなくって。選挙の方法ちゅうのを、互選を選挙の方法ちゅうのかどうかわからんけども。

いわゆるその条文の中身と条文の見出しが違ってると思うんですよ。これもいわゆる（県）交通災害共済組合からこういう規約案を改正したいというので来たからそのまま出したというだけの話なんでしょうけども、そういうふうにはちょっと思えんですか。このままでいいですかね。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

防災危機管理室長（佐藤 和明君） 8番、西郡議員の質問にお答えします。

これは大分県の交通災害共済の規約の変更ということで、議員定数と選挙の方法の改正であります。今、西郡議員から言われたように、ちょっと裏の面が若干訂正ちゅうか、面が悪かったかなと思っております。

以上、今後気をつけます。（発言する者あり）

議員（8番 西郡 均君） いや、担当常任委員会でちゃんとしてくれれば。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

日程第26・議案第62号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第26、議案第62号平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） もっと前にたくさんあるのかなと思いましたが、議案62号のページは26と27にかけて2点ございますので、1点ずつじゃなくてよろしいんですね。ページの若い順番に行くんですか。

議長（後藤 憲次君） 順番に行ってください。

議員（7番 溝口 泰章君） 款項で、僕の場合は7と8にまがたっている。ちょっと決めてください。

議長（後藤 憲次君） わかりました。じゃあ、1ページの順から行きます。

それでは、5番、佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。一般会計の歳入の予算に消費税の過払い分、一般質問等多数ございましたけれども、この分が計上されていないのはなぜかと、経緯と真意を聞かせていただきたい。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 健康温泉館の消費税につきましては、湯布院健康温泉館に、これは5月10日ですけれども、熊本国税局の職員が来館しまして、13年度分につきましては返還できますが、11年度、12年度の2カ年については時効により返還できないことが市に伝えられました。その後のことにつきましては、6月11日の定例会初日の全員協議会におきまして、経過を報告したところです。6月8日には還付請求を大分税務署に提出し現在に至っております。予算の関係につきましては関係部署で協議をいたしましたけれども、確定後に計上するということが現在に至っております。御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 事が5月10日に起こってから、るる庁内協議を市と市長筆頭にしたら私もお聞きしておりますし、方針とすれば、こんだけ大きな問題を、やはり市民、また議会挙げて執行部と一体となって取り組むべき問題でありますから、当然この部分は、最初から私新聞を見ても、副市長発言もあって、完全に返還を求めていくと、そういう方針を出しているわけありますから、この議会で私はきちっと出すだろうと。ただ、議運等が6月5日

ありまして、実際が始まったのが次の週でありますけれども、方針ですから、これが調定見込みも、きちっと全額方針という方針出しておれば、その辺は私は市長の心構えというのはひとつ聞いておきたい。市長どうですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 強く返還を要求してまいります。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） だから、その方法としまして、市民はやはりこの6月議会は、相当注目その分につきましてはしてると思うんです。したがって、するならば、そういうする方向の当然差しかえとか、いろんな全員協議会もありまして、その部分でかなり訂正もできるわけでありまして、これが確かにその分が歳入充当という問題もあるにせよ、当然出して、やはりその方針をやはり強く内外にアピールすると、そういう点は私は必要だったろうと思います。

ただ、関連であります。行政報告を聞いていまして、たしかこの部分だけ、健康温泉館だけで報告であったと思いますし、私は少し心配しておりました。特別会計、農集、上下水等、いろんな特会あるわけで、それらをどう精査して検討してきたかと、これらがあるから、こういうその予算も乗せられなかったんやっち。私は逆にうがった見方をしておりますから、市長、そこ辺の行政報告に、恐らく私の考えではなかったと思ってますから、そこ辺はどうですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 農集等々については、そこまでは考えておりませんでしたし、今回、予算に乗せるということにつきましては、またそういうのは確定した、先ほど部長が言いましたけども、確定した段階でやっぱり乗せていくべきだというふうに私は判断しております。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 乗せる乗せんはその方針で、時期も私もそういう時期わかりますけども、問題はその後ですかね。これだけ問題が大きくなって、市民感情からすれば、たとえ1円でも取り戻せと、そういう状況の中で、他会計でもしそういう場合があって、今こういう御時世で、どうしてもそこまで精査して、国税局なりにやはり返還を求めていかなければ、もし、そういう消費税で特定収入見られて、そのほかの部分であった場合は、私は危機管理という点からいけばいかがなものかと。

したがって、そこ辺をきちっと精査して、やはり取り組む姿、姿勢というのが市長が今求められてますから、その結論をあなたがやっぱりしなきゃいけない。その辺はどうですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） する方向できちっとやろうと思います。

議長（後藤 憲次君） 次に、佐藤人巳君の質問を許します。2款の通告順で行きます。佐藤人

巳君、どうぞ。

議員（15番 佐藤 人巳君） 先ほど言いましたように、私はこの委員会ですので、この分は取り下げます。

議長（後藤 憲次君） じゃあ、次に、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 14ページの総務費、目6の企画費のバス停の表示板整備事業、新規で388万8,000円計上補正をしておりますが、この設置について、何基設置するのかわからず1点を伺いたいのと。これ意見が今あるコミュニティバスのバスの時刻表で高齢者からいろんな意見が出ておるんですけども、非常に時刻表が字が小さくで見づらいと。バスを利用する人はほとんど高齢者でありますんで、せっかく388万8,000円も予算を投入してやるんですから、高齢者が見やすいひとつ表示板にしてもらいたいと思います。スペース的に私もよくそういう意見があったんで見ましたんですけども、片面だけに表示をしてるわけです。あれ両面を使うと字がかなりスペースがとれると思います。そういうことでこれ要望をしておきたいと思えます。これで何個設置するのか、そこら辺をお聞きしたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） 総合政策課長です。藤柴議員に御説明いたします。バス停の表示板の設置事業といたしまして388万8,000円を補正をさせてもらっております。今回補正をするものにつきましては、コミュニティバスのバス停の設置でございます。このバス停につきましては、由布市内で約400カ所バス停が今現在あります。既に60カ所を既に今設置しております。今回、大分県の肉づけ予算という形の中で、残りの約330カ所、残りの部分につきましては設置をする予定をしております。以上です。これでもう設置すべて終了する予定です。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 一応、今試行運転といいますが、今年度は、もうそれで見直しということはあり得んわけですか、バス停の。これでもう全部一応決定するということですか。答弁をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（二宮 正男君） ことしの1月4日から試行運転が始まりまして、その時期が11月末日までとなっております。そして、12月1日からはいよいよ本格運行という形に今しております。それで、現在といたしましては、いろんな方等の御意見をお伺いしながら、そしてまた、アンケート調査等を実施をする予定をしております。そういうことを踏まえまして、今後は、交通対策検討会及び地域交通会議、そういうものを開催をしていながら、バス停の数、そういうものをその会議の中で検討して、最終的な本格運行の方に向かっていきたいと、そういうふうにご予定をしております。

議長（後藤 憲次君） 次に、佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） 16ページの9目です。参議院議員の選挙費の中で、特別旅費の7万8,000円の新規で組んでおりますけれども、何か選挙管理委員会の中で、どっか特別旅費を組まねばならない理由づけがあるんでしょうか、お聞きをしたい。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、16番、佐藤人巳議員の御質問に対してお答え申し上げます。16ページの9節の特別旅費7万8,000円でございますけれども、これにつきましては、参議院選挙が7月20日に実施されます。この参議院選挙を想定した研修会が東京の方で開催されるということで通知が参りましたので、担当職員をその研修にやろうということでございまして、御承知のように、この参議院選挙費の予算額2,201万6,000円につきましては、ほぼ99%特別財源ということで、ぜひ御理解をいたしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。次に4款に行きます。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっと済みません、議長、それぞれの款ごとの追加質疑というのはいつ受けてくれるんですか。

議長（後藤 憲次君） 一番最後に。

議員（1番 小林華弥子君） 追加質疑は、款飛ばして全部まとめて最後ですね。私の事前通告の4款についての分を質問します。21ページ、4款1項1目19節ゆう湯健康事業補助金、新規で200万円上がっていて、財団法人地域社会振興何とかから100%補助というふうに、初日の説明ありました。これの対象事業の中身です。どんな事業なのかというのを教えてください。多分これ去年も上がっていたと思うんですけれども、その補助事業のいつまでその事業が継続されるのかというのを教えてください。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（太田 光一君） 健康増進課の太田です。お答えをいたします。ゆう湯健康事業補助金200万円でございますが、旧湯布院町時代の平成17年度からの事業で本年度で3年目となります。内容は、栃木県から発行されます地域医療等振興自治宝くじの収益を財源としまして行われる事業でございます。湯布院地域の各地の代表さんによる実行委員会でゆう湯健康事業を計画をしているところでございます。

事業の内容につきましては、健康講話と健康体操、温泉を利用した水中ウォーク、体力測定と健康食講話、それから、町内外の研修、ウォーキングなどでございます。

補助対象者は、ゆう湯健康事業実行委員会であります。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ことし3年目でことしで終わりですか。3年目ということは、ことしで終わりなんですか。

健康増進課長（太田 光一君） これは申請主義でございますので、来年度申請すればつけまた事業が行われるということでございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、4款1項の5と19ですけども、施設整備補助金の詳細について、立川議員と吉村議員がおなんじ一緒出てるんですけど、どちらから行きましょうか。立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 3番、立川です。私の質問の足らなかった部分をまた吉村議員にお願いしたいと思います。

詳細説明のときに、何かマンガン除去というようなことを言われておったんですが、もう少し具体的に詳細に説明をしていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（平野 直人君） 3番、立川議員の御質問にお答えをいたします。施設整備事業補助金228万円は、庄内地域の上淵に簡易水道施設がございます。その簡易水道施設にことしの3月にマンガンが0.092ミニグラム検出をされました。飲料水として不相当であるということになりまして、基準値からいけば0.05以下ということになってるわけなんですけれども、基準値をオーバーして、このマンガンの除去をする施設でございます。386万円に対しまして補助基準でありますところの6割を補助するものでございます。

事業主体が簡易水道組合ということでございます。よろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 薬品とかじゃなくて、もうそういう除去施設をつくるということで、今後一切こういうもう経費は発生しないというふうに考えてよろしんですか。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（平野 直人君） 除去施設をつくるわけでございます。あとろ過材が4年ぐらいしかもたないということでございまして、ろ材の方が高いわけなんですけども、それは簡易水道組合で負担をするということでございますんで、あとはないと思います。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 内容はわかったんですけども、この簡水の上淵にある飲料水にマンガンが含まれておったということですが、これどうしてわかったんですか。各簡水は大丈夫やったんですか、その辺を含めて。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（平野 直人君） 年に定期的に水質検査を行っております。その時期にマンガンが出てくるということが確認をされましたということです。環境課が担当している水道施設は、水道課

が担当していない集落単位の簡易水道を担当しているわけございまして、小規模な簡易水道という認識でいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） それじゃあ、いわゆる簡水にも入ってない小規模の地域の方でしてある水源ということはわかったんですけど、そういうところは、水道の100%普及率がなわけですから、当然そういう場所はあるかと思しますので、1カ所出たということになると、やっぱり地層はつながっておりますので、こういう場所のやっぱり検査をやらないと、やっぱり安心安全という部分で、かえって不安感を植えつけるんじゃないかと思うので、この検査をやはり一通りやっていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） では、次に5款に入ります。5款1項1節の小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 23ページです。労働諸費433万8,000円、シルバー人材センター補助金を増額して、施設管理と維持管理委託料を減額して費目を振りかえております。前回の質疑でうるさく言ったから振りかえたんだと思うんですけど、振りかえた理由を言ってください。

議長（後藤 憲次君） 保健課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。御質問にお答えをいたします。この件につきましては、3月の定例会におきまして、文教厚生委員長からの報告で、挟間の高齢者就業支援センターのこの指定管理料については支払うべきではなくて、これを管理しているシルバー人材センターの育成補助として出すべきであるというような委員長報告を受けておりまして、それによって今回組み替えた次第でございます。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 指定管理の委託料を払うのはおかしいということで補助金にかえたということは評価したいと思いますが、そうすると、重ねてけちをつけるわけじゃないんですけども、シルバー人材育成センターのその育成補助金というのは、もう既に150万円近く当初予算につけたわけですね。指定管理者の計画書、予算書が上がって、それでその予算書の中に市からの補助金は150万円を受けるといふふうにあったわけですが、そこの整合性が額がかわってきてつかなくなるのではないかとこのころはどうされるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） この委員長報告にあと後段の部分がありまして、指定管理者の指定に関してのこの管理委託料を廃止して、指定管理当初は育成補助といたしますが、事業の成長の展開に応じて、徐々に補助金の減額を行い、多くの収益を受けるようになれば施設を買い取

りたく、方向性を共通に認識し、協定を結ぶべきだという結論あるということで、そういう経緯がありまして、今回全額補助の方に切りかえたわけでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 趣旨はわかります。2つだけ最後に。補助金を普通交付される時は、補助金交付規則に従って、形上であっても交付申請を出して、交付決定をしてという手続を踏んでいるはずだと思います。途中で交付額がかわったりするときは申請のやり直しというか、9条で変更承認申請みたいなことをやらなきゃいけないと思うんですけども、そういう手続はしているのかどうかということ。指定管理者制度に関して管理委託料を払うのがおかしいということでこういうふうな変更されたと思いますが、今後、このことだけではなくて、指定管理制度に管理委託料を払うということは、市としてはやらないのが基本方針だと認識してよろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 前段の部分ですが、変更につきましては、どうしても高齢者就業支援センターの方が当初の運転資金がほしい、運営資金がほしいということで、156万6,000円だったですか、それくらいの補助金がついておりますけども、その分は一応交付いたしております。その後は今回は予算をいただいてから、組み替えの決議をいただいて対応したいというふうに考えております。

ちょっと後段の部分はちょっと私の方から申し上げにくい。

議長（後藤 憲次君） 次に、佐藤人巳君、同じ質問ですか。いいですか。

議員（1番 小林華弥子君） 2点目の答弁を。担当課が違うので答えてください。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 1番議員の質問にお答えいたします。

これまでについては、委託料を払わずに独自の経営努力の中で行政サービス、細やかな行政サービスを高める形で、なおかつ経費がおとせるものという方向の中で指定管理をお願いをしておりますけれども、本来の考え方からいけば、公の施設でありますので、委託料を全く市として払わないという今後の方針であるということまでは申し上げられない。やはり、公平性を欠かない前提の中でやはりそれは慎重に個別に検討していく必要があると考えております。

議長（後藤 憲次君） 次に、7款に入ります。7款、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 25ページです。25ページの観光費の財源内訳なんですけど、これ7ページ、8ページにも出てるんですけど、手数料、使用料347万7,000円を減額している、その他収入として減額しているところの説明をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 環境商工観光部長。

環境商工観光部長（佐藤 純史君） 1番、小林議員の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、3月の当初予算のときに8ページの、のってますように、収入で500万円、城ヶ原公園、これの500となってます。これは当初予算のときには500万円のということでのせてます。これ指定管理にした場合については減額するというお約束をしております。したがって、当初予算も今これやりますと、25ページの347万7,000円、これ使用料、これに伴う手数料でございます。当初は347万7,000円を経費として充当しておりました。したがって、その経費がなくなったわけですので、その分の充当分を全部減額としておしております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そうだろうと思うんですけど、額が347万7,000円で、当初指定管理に出さなければ500万円使用料、手数料として入ってくる予定だったんですよね。それ指定管理に出したもんだから、その収入が入ってこないということであると、その8ページに500万円減額、使用料、手数料として減額してある額がそのまま25ページの財源内訳も、500万円と出して、その差額はその一般財源か何かがふえるというふうになるはずじゃないかなと思うんですけど、この347万円と500万円と差額はどこ行ったんでしょう。

議長（後藤 憲次君） 環境商工観光部長。

環境商工観光部長（佐藤 純史君） これ500万円との差額は152万3,000円あるわけです。これにつきましては、予算的に、トータル的にやっております。といいますのは、これは347万7,000円を減額しておりますが、この全体の補正予算の中で152万3,000円を減額しとることになります、一般財源を。したがって、合計が、支出の部で500万円ということになります。したがって、収入の部を500万円へしていますので、最終的にはもうゼロということになっております。

したがって、三通りあると思います。500万円、500万円ここに充当する部分と、儲かって500万円、600万円を、例えば収入があって、逆ですかね、こちらの支出が多い場合、三通りの考え方あると思うんですけど、今回の場合については、収入が500万円多くて、347万7,000円充当してましたんで、そういう部分をそのまま、当初予算の分をそのままへしております。

したがって、152万3,000円分については保留したということになっております。したがって、一般財源扱いとして、この当初の予算としてはどこにのっているかということはありません。そういう充当になっております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ちょっとよくわからないんですけど、トータルで合うのはわかるんですけど、特定財源の名目じゃないんですか。それも、使用料、手数料として入ってくると思っていたものは、この500万円しかないわけですよ。であれば、それが丸々入ってこないのであれば、この内訳のところにも、その500万円がまず全部入ってきませんと。そのかわり、別に使用料、手数料が入ってくるのが150万円ぐらい別にふえるということであればわかりやすいけど、そうじゃないんですよ、その経費であるから、そうすると、この明細の書き方が違うんじゃないかなって思うんですよ。500万円をその他の使用料、手数料として1回書いて、トータルをした部分の152万円ですか、それがどっかから、一般財源か何からの分を数字をふやすというふうに、財源内訳としては違うんじゃないかなと思うんですが。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 1番議員さんにお答えいたします。この観光費の中には、農村公園費と観光費、この2つが入っております。農村公園で入ってくる手数料につきましては500万円ですが、農村公園の歳出につきましては347万7,000円でしかございません。それで、手数料、使用料の分は347万7,000円しか充当していませんので、今回その充当していた部分を全部おとして、その目の中で今度は観光、農村公園費合わせて226万8,000円ですか、この減となりましたので、補正額が、で、特財の347万7,000円をおとしますと、天秤関係というか、結局一般財源をつげんと悪いような形になりましたので、こういう形になっております。

議長（後藤 憲次君） 次に、7款1項3目13節の清掃管理委託料と指定管理者について、これは、溝口泰章君、順番に行きますので、同じ出ていますが、溝口泰章君、どうぞ。

議員（7番 溝口 泰章君） この施設清掃管理委託料ですけれども、城ヶ原の芝の管理のためというふうに詳細説明のときに伺いましたが、私はもう既にこの資料を配付を受けてますけど、憩いの広場と芝の広場と老人福祉センター等を「ゆふのA I」さんが指定管理で受けるという概念を持っておりまして、そこに新たに芝の広場では、この管理が難しいから、あるいはそれとこのゾーンは市の直接管理区域に入るのだというふうな説明受けまして、あらったというふうに思いました。当初の指定管理においては、これすべてを「ゆふのA I」さんの指定管理だと認識した私の方が間違いなんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 溝口議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

公園管理委託料につきましては、旧庄内町時代から、町営の公園すべてを生涯学習課で予算計上していた経緯がございます。こういった中で、一括入札することによって予算の削減等図ってきたわけですが、合併後においても、生涯学習課の中で予算計上行ってきておりま

した。そういった中で、19年の第1回定例会議会で御承認をいただいたところでございますけれども、所管する課で予算上げるべきじゃないかということで、今回6月の補正予算の組み替えを行ったところでございます。「ゆふのA I」との整合性になりますけれども、「ゆふのA I」に管理、そこに図面がございますように、全体の面積が約1万2,438平米でございます。それと、これまで芝管理を全体を行ってきたところでありますけれども、今回、指定管理を行ったオートキャンプ場、それとログハウス、それとプール、そういった周辺の面積を除いた8,470平米の分が133万6,000円になるわけでございますけれども、当初からの位置づけが芝広場の分につきましては、これまで市の公園ということで管理をされてきた背景がございます。それと、芝広場につきましては、キャンプ場を訪れる人たちも利用するわけですが、その他多くの市民が利用するという広場でございます。公共性が高いと、それとまた、年4回の芝刈りとか施肥、芽土で、除草作業と非常に高度の管理技術を要することから、市で予算を計上し管理を行いたいということで今回上げさせていただいております。

生涯学習課で予算計上していった分が全体で1万2,348平米の213万3,000円になりますけれども、指定管理した部分を差し引きますと8,470平米を市の芝公園の広場として、今後市が管理運営していくわけでございますけど、予算的には113万6,000円ぐらいになりまして、90万円ぐらいの削減になるかというふうに考えております。

当初の指定管理議案のときに、もう少し面積の細部を申し上げればよかったんですけども、その全体の面積の中の一部分、その芝広場の部分が市の広場ということの詳細に私も理解をしておりますませんでした。そういった関係上、こういった形になりましたけども、御理解を賜りたいなというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 生涯学習課が一括で管理していたときに213万円、今回、芝の広場のみを市が管理するために100万円ぐらいは安くなって113万6,000円という経費で、削減になっているじゃないかという説明ですけれども、この地図でざらんになってわかりますように、管理棟が駐車場で降りたお客さんが、管理棟を歩いて芝の広場に行くわけですね。そこで、その手前にオートキャンプ場がある。またはずっと奥の方に上っていくと福祉センターがある。そういう中で、利用料を払わなきゃいけない、キャンプ場が一番手前にあるから、料金を払っていく人と、料金を払わずにその奥にある芝の広場に行く人とどうやって区別してやっていくのかがまた微妙なところになると思うんです。通って、いや私芝の広場行くからといいながら、オートキャンプ場のところを歩いて、お風呂の中に行ったりしたってわからないわけでしょう、これだと。その辺ちょっと私もうかつだったのはうかつなんですけれども、そういうシステム上の危険というか、過ちを生じかねないようなつくりになっておりますので、これは、一たんお預

けをした指定管理ですから、そんなにぽこっとかえるわけいきませんが、おいおい先ほどのシルバー人材じゃありませんけれども、軌道に乗って、営業努力とかいう形でオートキャンプ場が繁盛して、当初で500万円ぐらいの上がりがあるんだったら、徐々にその経営の好転に従って、芝の広場の維持管理もお願いするというふうな話をこれから徐々に、いきなりきょうのあしたでは無理ですけども、市も苦しんだということを理解していただいて、「ゆふのA I」さんにも、安定した後にはひとつここをというふうな含みを持たせたもっていき方ちゅうのは必要だと思っんですけども、その辺どのようにお考えですか。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 溝口議員さんの質問にお答えいたします。

今後、そういった方向に向けて検討していきたいと思っております。ここの管理棟で料金を払う方は、オートキャンプ場の利用者とログハウス、それとプールですね。こういった利用者がここで管理棟でお支払いするだけで、一般の市民とか、こういった施設の利用者につきましては、芝の広場を無料で利用できますんで、そこら近所は問題はないのじゃないかなと思っておりますけども、ただいまの御指摘を踏まえて、これから十分検討してまいりたいと思います。

議長（後藤 憲次君） いいですか。次に、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今の答弁聞いてもおかしいのわかるように、どう考えてもこれ指定管理者に出した敷地と一体的な場所なんですよ。それを、図面上で、ここは市の直営管理ですよと。こっち側が指定管理ですよと図面で説明されても実態が伴っていない。であれば、やはりこれは全体敷地を指定管理者を管理をお願いするというのが当然であって、管理委託、その芝の管理の分がこれ多分業者委託を市が直営で出しているんでしょうけれども、であれば、その分その「ゆふのA I」さんに、先ほどの話ではありませんけれども、「ゆふのA I」さんから、その業者委託をするというようなやり方でやるのが一番妥当ではないかなというふうに思います。

今後検討するということですが、今の時点で、この芝の広場のこの線で囲った部分だけが市の管理している公園ですよという区分けがどこに定義されているのかなんですけど、指定管理者に出される、この農村公園のこっちの方の設置条例は、地番が、柿原1番地って書いてるだけです。そうすると、ここの公園の部分が例えばちゃんと分筆して、ここの直営の部分だけ分筆して、市の公園であれば、公園設置条例が何かできちんと定義づけられてないといけないと思っんですけども、そういうことはされているんですか。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 議員さん御指摘のお話はごもっともだというふうに考えております。実際は分筆はされておられません。今後、市の公園条例も含めて検討させていただきたいと思っと思います。条例にのせるかは、本来であれば、市の条例にのせて管理委託をするか、先ほど議員

が御指摘ありましたように、「ゆふのA I」にするか、そこら近所は検討させていただきたいと
思います。

議長（後藤 憲次君） 次に、佐藤人巳君。

議員（15番 佐藤 人巳君） 地元の議員ではありますが、当然指定管理者制度に委託
されたときに、この今図面で塗られています芝の広場、もう当然一緒にもう指定管理者にいて
るものというふうに、恐らく地元の人もそういうふうにみんな理解しているんじゃないかな
というふうに思います。それで、今1番議員も言いましたし、7番議員も言いましたように、や
はりこれも一括にやはり指定管理者に出すのが妥当ではないかなというふうに思いますし、前
回、今までは旧庄内町では、これを含めてカントリーパークとかいろいろ公園がありますけど
も、それを一緒に生涯学習の方で恐らく1,100万円から一千四、五百万円ぐらいまでの金額
の中でこういう管理をしてきたわけです。

それで、今回、ここだけがいきなり本課ということで、商工観光の方に行ったのではなからう
かなと思いますけれども、その当時の業者あたりにも入札制度もありましたし、あとの管理、そ
ういう面も必ず写真判定とか、そういうチェックをしながら、やはり、当然草刈ったりしたもの
が、そのまま捨てられたと、放置されたということが過去にやはりありましたので、そういう面
までの管理も、やはり担当課でやっぱりチェックするべきではなからうかなというふうに
思いますし、趣旨としては、これ全体がやはり指定管理者に全部任せるのが妥当ではないかな
というふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 答弁もいいですか。

議員（15番 佐藤 人巳君） いいです。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は15時35分にします。

午後3時24分休憩

.....
午後3時35分再開

議長（後藤 憲次君） では再開します。

次に8款に入ります。8款の通告順にまいります。まず、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 1項1目19節市道草刈補助金215万円についてでございます。
詳細説明では、場所を特定して説明していただけませんでした。自治委員から強い要望で、草
刈りの補助を行うように新規で組んだということでしたけども、どこの市道で延長がどのくらい
あって、そこを一つお願いします。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。御説明申し上げます。まず、強い要望ということに

については、本年3月20日の挟間地区の自治委員会において、昨年まで、18年度まで市道草刈補助金ということで予算化しておりました。しかしながら、19年度からボランティアといいますが、自分たちの住まいあるいは近くについては、自分たちでやっていただきたいという方針のもとに予算化を見送っておりました。しかしながら、先ほど申し上げました3月20日の挟間地区の自治委員会において、もうそれぞれの自治区として、毎年そういう委託料といいますが、補助金が入ってきてたということから、自治区の事業計画、予算にもう既に計画をしてると。そういう周知がなされていないというようなことから、強い要望という表現になってきております。いわゆる急に言われても受け入れがたいと、中止について、そういうことから、19年の4月19日の新しい自治委員さんの自治委員会の中で、昨年並みに何とかしたいと。ただしこれはもう19年度限りですよと。20年度からについては、先ほど申し上げましたように、それぞれの住環境の整備といいますが、そういうものについては、湯布院、庄内等はそれぞれの地元で維持管理をやっていることから、挟間地区においても足並みをそろえていただきたいというふうなことをお願いしております。そういう経緯で今回215万円の予算をお願いしているところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 挟間の自治委員会すべてがよった自治委員会だと思いますけれども、じゃあ、その情報に基づいて湯布院地区でも庄内地区でも、この草刈りの補助金をといった場合には考慮してもらえないはずですね。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 昨年度も一応湯布院地区においても、庄内地区においても実施しております。ちなみに申し上げますと、昨年度庄内地域から申請が出された地区数が22です。湯布院地区の地区数が7でございます。挟間地区の47という数字、合計的には76自治区から申請が出されております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） やはり行政としては、一地区、旧挟間町だけを対象にして、今限りと、新規とは書いていますけれども、今限りで打ち切る予定で補助を出すというふうなやり方は、これはもう融和を図る、そして、一緒に協働で発展を目指すんだという市の基本理念にもうこれは私反するものだと思います。みんなが同じように恩恵を受けるなら受けて、一部特定の地域に限定だけ認めるという姿勢だけは今後厳に謹んでいただかないと、多分この情報はすぐに他の庄内や湯布院にも流布するものだと思います。そのときの説明責任というのは大変なことに

なると思いますので、よろしく。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 申しわけありません。説明不足でございましたが、昨年度も湯布院地区、庄内地区、挾間地区、すべての自治委員さん方には、メーター当たり2円35銭という算出根拠において委託料といいますが、補助金といいますが、そういう形でお支払いしますよということは全部通知を差し上げております。で、その中で今申し上げましたように、挾間地区においては47、庄内地区においては22地区、湯布院地区においては7地区の自治委員さんからそういう申請が上がってきたということでございます。本年度についても、この議会終了後に、予算が可決された段階で、各自治委員さんに、また同じような依頼文書とともに、本年度をもって草刈り補助金については終了いたしますという旨を添えたところの依頼文書を出したいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） これから庄内と湯布院町に補助の申請を受け付けますよという連絡をするということですか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 今申し上げましたように、まだ予算が可決されておきませんので、どこにもまだ出しておりません。予算が可決された段階で、お盆前までに切っしてほしいと。それぞれ溝口議員御存知のように、湯布院地区においても、いろいろ道路でとかという形で、それぞれの自治区で道路清掃なんかをやっていただいております。そういうふうな形をお願い文書、道路美化に御協力をくださいということで、全自治区、市内全域の自治区に依頼文書を出します。その中で、今申し上げましたように、18年度までは予算化されて、19年度いきなり削減ということにおいても、自治区としては、非常に事業計画、予算等にもう組み込んでいることであるから困るというような強い要望がございまして、19年度限りということをしきりと文書化して、由布市内全域の自治委員さんに依頼文書と出すという予定にしております。

議長（後藤 憲次君） 次に、田中真理子さん、同じ質問ですけど、どうぞ。

議員（16番 田中真理子君） 今の話で大体市道の草刈補助金がどういうふうにして出たかわかりました。ここまで自治委員さんが一致団結していれば通るのであれば、中には刈ってあげたいけど、もう高齢になって自分の周りの団地なり住宅のそばの私有地である空き地とかの草がもう刈れないという人も結構いるんですね。じゃあ、そこまでしてくれるのかというと、その辺はどうなりますか。昔、若いころは、やはり油代すべて出して、自分で汗水流して切ったんですが、もう近ごろその体力がないとかいって、そのままなったりして、蚊やらへびの温床にもなりかねないということで、切っていただけないかなといって、去年は言ったら何とか切ってくれた

んですけども、いわゆる管理する、草刈りとかしてくれる方も二、三人しかいらっしゃらないので、なかなかすぐは来てくれないと思うんですけど、このあたりまでの譲歩はできないんでしょうか、そのあたりお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） さきの1点の件、ここまで自治委員さん頑張れば予算化するんかということでもありますけども、決してそういうことではありません。ただ、19年度から廃止しますよということをしっかり言ってなかったと。そういうことで、各自治区は予算を組んで、これでは引き継ぎができないというような状況を強く言われましたので、ああ、それはこちらも手落ちであったと。では、19年度までつけて、あとは20年度からは全部廃止しますよということを全部、そういうことであります。あとの件については。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 田中議員にお答えいたします。今田中議員が質問されたことについては、私有地、「私有地の空き地」ということで理解してよろこびますか。

議員（16番 田中真理子君） 市のこの市の持っている空き地がありますよね。公有地になるんですか、そうなるか。

建設課長（荻 孝良君） 公有地と、いわゆる公共用地ということであれば、市の方で草刈り等をやる、いわゆる所有者としての管理責任がありますので、当然やるべきだというふうにおもっております。

議長（後藤 憲次君） 田中さん、いいですか。

次に、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 重ねてなんですけれども、自治会が自治委員さんが強くいえば復活させられたというわけではないと言われましたけれども、それはそうは思いません。これ当初予算のときに、市道草刈補助金が削減されてゼロベースになっていること、議会で散々指摘をしました。担当常任委員会にも随分議論を重ねまして、我々議会としても、これを切られたら地元は大変だということは強く議案審議のときにも指摘したと思います。それでもやっぱり苦しいから、申しわけないけど我慢していただきたいということを聞いて、我々もその涙をのんで仕方ないということで議決したわけですよ、当初予算を。それを、その自治委員さんたちが言ってきたから復活させると。じゃあ、我々の議会の議決は何だったんだという気持ちになりかねませんよ、これ。説明が不十分だったからということであれば、逆に当初予算の審議のときに、じゃあ、その補助金カットされた部分についてどうするのかっていったら、別項目で、業務委託料を増額させていたはずですよ。市道草刈業務委託料448万5,000円つけましたよね、当初予算のとき。これ昨年度に比べて、昨年度は270万円だったものを大幅に増額させていると。この分、関

連質問をしましたら、自治会への補助金がカットされて、それでできなくなった分をこの業務委託料としてふやしたんだという説明もあったはずです。そういう経緯を説明をされておいて、我々納得して議決したのが、いやいや自治委員さんたちが強く言い返したらやっぱりつけないと。じゃあ、この業務委託料増額した部分の我々の判断もどうなるのかということだと思んですけど、ここら辺どう考えているんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。お答え申し上げます。

当初の予算説明の中で委託料をふやしたという分については、集落と集落を結ぶ、いわゆる連絡道的な自治区に入らない区間について委託に出しますという説明を申し上げたと思います。今回、挟間地区の自治委員さん方から出された問題については、今まで旧挟間町的时候には、連絡道も含めて、集落内の分について市からの委託補助金という形で草刈りを年2回なり3回なりを行ってきたと。その中で、先ほど申し上げましたように、3月20日の旧自治委員さんと申しますか、18年度の最終自治委員会の中で、自分たちの地区については、もうそれぞれの次期役員さんも決まってる、事業計画もつくった、総会も開いたと。その中で従来どおりという思いの中から予算化、事業計画をやってきたと。そういうことでは、なかなか地元の自治区民の理解が得られないというようなことから検討させていただくというような経緯がございまして、今回の予算計上をお願いしたという次第でございます。御理解をよろしく申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 理解できないのは、3月20日の自治委員会の前に3月議会的时候会に、議会の中からそういう意見が出てたときには、耳を貸さずに、これをお願いしたいと言っときながら、自治委員さんが直接いえば考え直すということはどう考えてるのかということです。我々議会の意見をどうとってるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 私どもも、議会の重みというの十二分に承知しております。しかしながら、約54名の自治委員さんの中に説明、ボランティアでお願いしたいということで30分以上、いわゆるお願いは申し上げたんですけど、どうしても一致点と申しますか、そういう先ほど説明したような状況でございまして、一致点が見出させませんでしたので、やもなくと申し上げたら大変申しわけないんですが、19年度に限ってということで、こういう措置をさせていただいたという状況でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 3番、立川でございます。8款土木費2目13節委託料、立木伐採業務についての、説明によりますと、日出生台塚原線の立木伐採ということでございますけど

も、500万円という大きな金額をかけて、どういう立木の伐採をするのか。これに附随する道路の新設等があるのかどうか教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 御説明申し上げます。この路線については、従来から継続事業でやってきております。しかしながら、今回の路線箇所については、既存の道路があるところではなくて、演習場内というようなことから、道路の位置を少しずらしております。演習場内の約420メートル、新しく道路をつくります。それに附随いたしまして約7,130平米の中にクヌギ等々、演習場内の立木が植栽されております。その伐開費用でございます。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 路線変更ということですか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 路線変更と申しますか、現在の既存の路線をかたどるのではなくて、新たに420メートルの分だけは演習場内の位置をずらすという、ルート変更ということで理解していただければよろしいと思いますが、それに伴います、先ほど申し上げた立木の伐開及び産廃処理費、これももちろん産業廃棄物になりますので、産廃処理費としての費用でございます。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 財源だけ教えてください。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） この分の財源については、単費でございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で8款を終わります。

次に、10款にまいります。通告順によりまして、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 吉村です。19番です。29ページです。10款のこの委託料、13節小学校英語教育ステップアップ事業100万円、それから、キャリア教育連携推進事業、この事業内容をもうちょっと詳しく説明をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 19番、吉村議員さんの御質問にお答えします。

委託料の229万9,000円、そのうち小学校英語教育ステップアップ事業100万円につきましては、県の補助事業が99万5,700円という形で、ほぼ100%の県単の事業でございまして、県の方が6教育事務所ありますが、そのうち大分地区の教育事務所の中で、1カ所うちの方が選ばれましたので、箇所については挾間小学校でございます。19年、20年の2カ年事業で、契約については、単年度100万円ずつ200万円という形になっております。

それから、キャリア教育連携推進事業につきましては、これも県の事業でございまして、財源

内訳は県の方が129万6,000円、単費が4,000円という形で、ほぼ100%の県の事業でございます。県の18年、19年が3地域、19年、20年の3地域の中に由布市の箇所が選ばれて、中の小学校につきましては、阿南小学校、阿蘇野小学校、それから、連携する中学校が庄内中学、これと関連しまして、この事業予算にはありませんが、由布高校も一連の事業に入っております。事業名につきましては、子供の労働感、職業感を養うような事業の内容でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 県の補助事業で、それが該当することですけれども、何か英語先生か何か雇うんですか。

議長（後藤 憲次君） 学校教育課長。

学校教育課長（高田 英二君） 英語教育のステップ事業につきましては、1名の補助英語教員を雇うようにしております。週1回の予定でございます。あと研修費、それから、それを小学校には英語教諭が各地域ごとに1名ずつ担当がおりますが、その教諭等を教えるような役目も果たしていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 次に、吉村幸治君、続き、6項の方。

議員（19番 吉村 幸治君） 6項、32ページですね。社会教育費の中の委託料、13節のこのアンケート調査、ちょっと説明があったかと思うんですが、もうちょっとどういうアンケート調査をするのかということですね。それから、19節の負担金補助金の自治公民館整備事業、これは何か挟間の方の公民館の整備をするということなんですが、総額に対しての補助規定に基づく補助と思うんですが、その総額に対しての何ぼかというようなことを、まずちょっと教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 19番議員にお答えいたします。アンケートにつきましては、これ生涯学習長期振興計画の策定のためのアンケートの集計でございます。業者の方へ委託いたします。

それから、19節の自治公民館整備補助金事業でございますが、これは、例規集の方に20273ページに上げておりますが、由布市自治区公民館整備補助交付規則ということで載せております。補助の基準といたしましては、工事費、買収、新築及び改築の場合でございますが、工事費600万円までは工事費の2分の1、600万円を超える工事費については、工事費から600万円を減じた額の4分の1に300万円を加算した額とする。この場合、上限を600万円とするということでございます。

今回のサニータウンにいたしましては、総事業費が1,251万9,500円、これに対しまして462万9,875円でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） アンケートの内容です。もうちょっと、もう一回言ってほしいと思います。

それから、この自治公民館の整備に対する補助金、条例で前回決まったんですけど、旧町の場合、湯布院町はこの80%補助ということで、自治公民館の建設をやってきたんですね。その財源を確保するのはやっぱり行政の一つの力量といいますか、そういう部分で財源を見つけていただいたんです。それで、主にやはりこの防衛の施設で建設をしたという経緯があるんですけども、その防衛施設庁あたりにいくと、やはり整備周辺の事業ということで、公民館建設に御理解をいただいての補助をいただいたんです。今回、一応条例では決まりましたけど、そうした前例もあるし、由布市の中に、駐屯地があるということで、やっぱり周辺整備ということの中で旧の補助、防衛施設庁あたりからの予算要求等が通らないのか、また、通るための努力をしたのかどうか、その辺、市長どうですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 努力はしておりますけれども、基地周辺地域だけで限定されているようであります。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 防衛協会も、由布市全員から会員を募るということで、その会長にもやっぱりうちの市長がなっておるし、今度は県においても、防衛のそういう市町連盟というんですが、自治体連盟の長までしておるとい立場にあるわけですよ。そして、また、湯布院駐屯地に勤務する隊員も、今お住まいも、挟間、庄内地域から通勤されている方が大変多いわけですよ。それで、周辺整備ということで、やはり由布市を含めたところの予算要求、防衛施設庁あたりにいって強く言ってほしいと思うんですが、その辺についてどうですか。言ったんだけどだめだと言われて、はい、そうですかじゃなくて、私は思うんです。

それから、今回の米軍の演習がなかったということで、補助金が1億円ほど入ってこなかった。こういった中で次回は来なくても幾らかでもあげますよと、その部分まで切られようとしておるんです。そういうある中での自治体の取り組み方というんが、ひとつ手ぬるいようにあるんですが、その辺どうですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 従来、大分県においては、由布市、そして、九重町、玖珠町と、それか

ら、周辺の地域、市町村と同時に、国の防衛庁まで要望に行つてまいりましたし、防衛庁に詳しく説明をし、また、お願いしてきたところでありまして、防衛庁の方のS A C O予算につきましては大変厳しい状況でありまして、ことし臨時的に中止をしたと。来年は定期的にやらないという2年間のそういうあれがあるわけではありますが、周辺地域の整備については、振興局長並びに課長が詳しいので、その辺ちょっと答えさせます。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 振興局長です。防衛施設庁の整備につきましては、整備補助金の法律でございまして、3条、8条、9条とございます。3条につきましては、もう吉村議員も御存知だと思いますが、障害防止、演習場に直接起因したいろんなにかかると整備、今一番わかりやすいのは、先ほど立川議員がおっしゃいました、質問出ました日出生台塚原線、この分が障害防止、これは高率の補助でいきます。

それから、もう一つは、演習場周辺に起因するんですけども、民生安定と。演習場があることによって、障害とまではいきませんが、通学に不便があるとか、それから、集会所がないとか、そういうことについては3分の2の補助と。あとは調整交付金といひまして、通常言われるS A C Oの交付金もこれに入ります。これについては、演習場がある周辺の地域とはっきりとは防衛庁の方も言っておりませんが、周辺の地域、いわゆる演習場の周辺の地域の部分について交付金を出します。それによって出しますという、そういうふうな条件の中で、防衛庁の方から、そういうふうに理屈に合った分、法律に合った分、その分については、なるべく交付をしてもらうよう、事業を実施してもらうよう、いろんな種々事業については協議をしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 公民館建設からちょっと話が移りよるわけですが、この部分で言つとかなないと、言う場所がないもんだからあえて言いますけども、中津とか宇佐市とかやっぱり合併して大きいエリアになつても、旧は院内、安心院という限定の町だったんだけど、今度は市全体として近接の自治体というのは、宇佐市であり、中津でありというふうなことで、やっぱり防衛施設庁あたりに掛け合つておるわけです。だから、やっぱり今度はやっぱり由布市も、旧湯布院町だけが周辺じゃないんだと、この由布市が周辺なんだよと。それで、住んでおる方もこんなに多いんだよと。そして、子供さんも市内の学校に通学してるんだという、そういう思いの中で、私はもうちょっと防衛とのコンタクトを強く持つてほしいと思うんです。そうすることで、過去湯布院町が50年の町づくりをやってきた経緯がありますから、湯布院町がなくなったんで、そんならもう由布市は引き継がれんということはないと思うんで、やっぱり由布市に拡大をして、とりあえず、公民館の補助率のこの辺から、やっぱり施設庁あたりと掛け合つて80%補助でき

るように、何とか努力をお願いしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） アンケートについてお答えいたします。これは、生涯学習計画で長期計画でございますけど、市民の各地域の方々1,000名程度に15歳からお年寄りまでのアンケートをとっていきたいということでございます。それで、7月にアンケートをとりまして、9月に集計というふうな形になろうかと思えます。よろしく申し上げます。（「内容は」と呼ぶ者あり）内容は、今、生涯学習に思っている気持ちといいますか、そういうのを何項目か挙げて、そして、今現在、社会教育にいかに関心といいますか、そういうアンケートをつくって、今、社会教育委員の協議会の中で、今それを論議しているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。同じ19節で、私は確かに交付規則でございます。しかしながら、その後の補助を出した後の新興住宅等が地区が多いわけでございますけども、その管理をどうしていくのか。それに対して、市として、教育委員会として管理指導をどうしていくんかと。そういうことになれば、申請書の中に管理運営機構の規程等が盛り込まれているのかと、そういうことをお聞かせください。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 規則には、要綱にはそういうことは載せていませんが、やはり自治区の館は自治区で守るということですので、自治区のそれなりの管理要綱をつくっていきただきたいなと思っております。

どういうふうにすればいいのかといえば、うちの方でもこういう規程がありますよということ是指導していきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 実は、私は現地に、その地区の新興住宅でございましたから、既存のところ、そういう公民館、あるいはトイレ等ありました。実は、1カ月ぐらいトイレが使われない。したがって、市としてどういう形でこれを指導しているんだろうか。どこの所管のするところだろうかと、そういう住民の方を含めて、近隣の公園の中に、地区内の公園の中にございます。そこ辺がさせられたものですから、やはり、その金を出せば、後の管理運営、また、今指定管理含めて、市内、それぞれ管理運営をされている部分との整合性も含めて、やはりそこはきちっとした、金を出す以上は、あとのやはり管理計画含めて、指導はやはり教育委員会なりでやっぱりしていかないと、なかなか自主性といいながら、それぞれが役員かわって、なかなか管理ができていない、使用できないトイレであれば子供さんも多数いました。困ってありましたから、そういうことのないように、やはりきちっとした申請の中にそういうのを規程を盛り込ん

でいただきたいと、そういう考えを今後持っていけないと、全体的な整合性はとれないのではな
らうかと思っておりますので、その点はちょっとすぐにやはり対応していただきたいと、規程ですか
ら、お願いしたいと思いますが、課長どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 自治公民館に関しましては、そういう面については指導はして
いきたいと思いますが、新興住宅、それにある公園につきましては、ちょっと管轄外といいま
すか、ありますのでよろしくお聞きしたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 次に、給与費明細の件で、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それでは、お伺いいたします。それぞれの給与明細のところを
ずっと見ていってもよかったのですが、6月のこの補正予算で、給料、それから、職員手当、そ
の中の勤勉手当で結構増減が激しいので、それをちょっと一連、どういふので今回このような補
正予算が上がってきたのかをお聞きしたいと思えます。

職員手当の523万3,000円は時間外勤務手当の変更等に増加というのわかります。異
動もあったし、いろんな意味でこういうふうになったのではないかなと思えますが、この時点で
これだけの補正がこういうふうにして組まれるのはちょっとよくわからないので、総的に聞きた
いと思って一番最後に質問をしました。本来ならば、それぞれの款で聞きたかったんですが、そ
うしなくてもいいかなと思いたしたので、その点はお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。それでは、16番議員、田中議員の御質問
に対して御回答申し上げます。

通しの36ページでございます。今回職員手当を増減をかなり動かしております。トータルで
は522万3,000円の増ということになってございます。この中で、扶養手当、通勤手当、
それから、住宅手当等々につきましては、4月の人事異動に伴う増減ということで御理解をいた
だきたいと思えます。

それから、期末勤勉手当でございますけれども、これにつきましては、退職者が8名おるとい
ふなことでございまして、職務加算の減によるものということで御理解を賜りたいと思えます。

管理職手当につきましても、管理職は3月末をもってやめました。新しく管理職になられた職
員というのは今回いませんということで減額をさせていただいております。

次に、時間外手当でございますけれども、これにつきましては、非常に財政厳しき折、平成
19年度の財政課の予算編成方針の中で、時間外手当については、給料月額1%しか予算計上
できないということの方針が示されました。当初予算では1%で計上いたしておりましたけども、
その中で、どうしても1%で回らないという課が生じてまいりました。特にそういう課において

は、財政課の方では最高3%まで必要に応じて措置をするということの職員にですね、そういう旨を通知いたしておりまして、結果、4月、5月来たわけでございますけども、1%っていうのが非常に今厳しい率でございます、今回補正をしておかないと、あとがもう全然動くに動けないということでございまして、今回526万5,000円の時間外手当を増額補正させていただいた経緯がございます。

あと一番右の管理職員特別勤務手当につきましては、実績ということで4万2,000円の減額をさせていただいております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） わかりました。これ結構勤勉手当、ぱっと見たときに1,000万円とか減額とか増とかあるんですけど、人数が入ってないのでわからないんですけど、1人分ではないと思うんです。相当19年当初予算の人数と、今のこと後ろの人数って406名って変わってはないので、1人、例えば雇用したとか、そういうこともあるんですか。何かそういった動きもあるんですか。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 人員の減につきましては、実際は職員が減ってございます。そういう中で、今回はその36ページにございますように、職員手当について、こういう調整をさせていただいたと。必要最小限の調整をさせていただいたということで、もう本来でありますれば、この給料の方が全く増減ございません。これは、本来は減額すべきものというふうに理解いたしておりますけども、この406人変わらないというものは、給料で人数は変わらないということございまして、実際にはこの人数が減っておりまして、給与費の減額も相当数の額が減額されるものというふうに推察をいたしておりますけども、この点につきましては、もう少し詰めを行いまして、9月の議会に最終御報告を申し上げたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（後藤 憲次君） これで通告による質疑は終わります。（発言する者あり）済みません。失礼しました。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） さっき結構ですって言ったのは、自治公民館の分はもう結構なんですけども、もう一個通告してました33ページの一番下の体育施設費の施設等維持管理の委託料338万4,000円減額してます。ちょっと最初の詳細説明のときに聞き逃したかもしれないんですが、上の嘱託職員の賃金に組みかえたとか何とかという説明だったと思うんですけど、この詳細を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

これにつきましては、委託料から賃金の方へ移動したということでございます。理由といたしましては、社会保険料の加入ということで、委託料から賃金にかえたわけでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） よくわからないんですけど、施設の管理委託を、管理を委託してたのを人を雇ったということですか。嘱託職員として雇い直したということですか。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） これ、今、挟間の上原のグラウンドと、湯布院グラウンドの嘱託職員の委託料を賃金の方にかえたということでございます。それを組み替えたわけでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） いや、組み替えたっていうのは、今まで嘱託職員として雇ってたんですか。雇ってなくて、今までというか、その当初は管理委託として委託契約してたんですよね。それを、嘱託職員として雇うことにしたんですか。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） それは、社会保険料に入る場合には、委託料では社会保険料というのは.....

議員（1番 小林華弥子君） いや、だから、それは何で嘱託職員として雇い直した。もちろん嘱託職員として雇ったら社会保険料払わなきゃいけないですよ。何で管理委託をしないんですか。何で嘱託職員として雇うんですか。最初は管理委託としてしてたんですよ。どうして組み替えるんですかと。管理委託料を払って.....

生涯学習課長（甲斐 裕一君） それは、本人の強い希望で、どういえばいいかな、社会保険料、これにする場合には.....

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 済みません。ちょっと補足をさせていただきます。合併前に本来なら賃金等で雇うべきであるんですけども、本来、委託をする場合は、企業とか団体等に委託をするということであるんですけど、実際は、その個人1人に来てもらって、事務所で個人に仕事を委託していたという形の雇用をしておりました。それが、やはり由布市としては適切ではないだろうということで、賃金に、本来の形に組み替えをさせていただくということでございます。よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そうなんですけど、管理委託することと、嘱託職員雇って管理してもらって、給料の出し方の面だけで違うんじゃないかと、責任も変わると思うんですよ。

管理委託だったら、本来だったら、きちんとといえば個人であれ、法人であれ、委託契約書を交わして、どこまで責任が及ぶかと。不測の事態が起きたときに、それまでの責任を負うかという部分だと思っんです。嘱託職員雇うということは、その雇い主としての市にそういう責任があるということだと思っので、そこら辺を何かぼんと補正で項目かえて、管理契約から嘱託職員雇いましたってこう簡単にかえてるんですけど、ここら辺の判断はどうなっているんですか。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） その委託個人に対して業務の委託をしていた形で委託料って組んでおったんですけども、実態として、勤務の実態が事務所の職員のいわゆる市の管理下で実際に雇用しているものと同等の勤務状態であると。実際にそういう状態でありますので、違いがないということで、本来の賃金の形に戻したと、統一させていただいたということでございます。もちろん委託であれば委託と、賃金というのは違うわけでありましてけれども、より好ましい状態にもっていかせていただいたという趣旨でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。これで通告による質疑は終わります。

次に、通告外の質疑を行います。時間も下がっておりますので、できる限り簡潔にさせていただくように御協力をお願いいたします。（発言する者あり）三重野精二君、何か。

それでは、歳入に対しての質疑を行います。歳入から入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） では、次に、歳出の方は、1款、2款合わせて質疑をお願いします。ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 先ほど田中議員が言ってくれたんですけども、人件費の動きです。まあ9月議会で明らかにすることだったんですけども、3月議会のときは私通告出しておりましたところ、一覧表を財政課の方は出してくれたんですけど、人数の。ところが、各課長が報告したのが人数が皆違っんです。それで、不一致やないかと、きちっとしたものを出してくれと言ったら、後でまた出しますということだったんですけども、そのままでした。それで、今回の予算書の中にそれ載るかと思ったら、まあ先ほどの総務課長の説明でそういう事情があるということがわかったんですけども、次回はぜひ、先ほど答弁したことも含めて、やっぱり各課の正確な人数をきちっと表記、あるいは別表でもいいんですけども、出してほしいと思っます。

つけ足して言いますならば、臨時職員や嘱託職員にかかわる人数も表にして出していただけるとありがたいです。（発言する者あり）そんなこと言わん。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 次に行きます。次は、3款、4款、5款、6款に対しての質疑を行います。三重野精二君。

議員（22番 三重野精二君） 4款の……

議長（後藤 憲次君） マイクを、マイクを。

議員（22番 三重野精二君） 4款19節、上淵のマンガンの問題について、ちょっと建設部長が一番、庄内でもあったし、私は詳しいと思うんですが、そうやたらどこでもマンガンちゅうのは私は出ないと思うんです。それで、昔は、今は鉱滓は一切使ってはならないと。つい庄内町最後でしたが、直山簡易水道、この折に水道管の布設、途中で鉱滓を道路に敷き詰めておるということで、非常に大きな金をまた途中で補正を組みながら、これを除去したという覚えが建設部長もあると思うんですが、昔はこの時山に至っても、上淵から時山を通して直山に抜けるこの道路、この道路等については、当然昔は新日鉄から出る鉱滓はよそでは使用できないと。道路の下にすべてを敷き詰めというような、これは設計上もう大分土木もすべてそのような形で実は指示を受けて、今のクラッシュランを使うことなく鉱滓の処理に努めよという形で、我々随分そのことを聞きまして、その結果が今そういう形での問題を私は出しておるんだというように、因果関係をそのように実は思っておるんですが。これも庄内、私知ってるのは、今篠田部長だから聞いておるんですけど、各町の建設関係に従事しておった人間なら、その当時のことを思い出したら、そのようなことは当然あったと。だれも知らんですか。ということであれば、これは何か挾間町の農村公園、そこでも何かマンガンがという、その横にも道路が、この道路も私はやっぱりその時期につくられた可能性が非常に高いというふうに見ております。ぜひともこの因果関係を早急に私は調べてほしいと思います。町営水道つい二、三年前のことですが、あれだけ大きな金、何千万円という金をかけながら取り除いたということ、記憶に新たに我々しておりますんで、必ずや因果関係が、鉱滓とマンガンというのは非常に因果関係は深いと感じておりますんで、私は確約はできませんけども、その因果関係の確認をぜひとも図ってほしいというふうに思います。

もう一つ、今度、これは何款でしたか、7款の城ヶ原の.....

議長（後藤 憲次君） 済みません。1款、2款だけです。（発言する者あり）6款までです。

6款までやっていますので、その後をやってください。

議員（22番 三重野精二君） ほんなら、それちょっと。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。昔の建設課にいたということで、確かに以前は新日鉄等から排出される鉱滓を路盤として使っておりました。それが原因かどうかということ、今から調査しなければわかりませんが、水道は今マンガンが出たという水道につきましては、今議員がおっしゃられるような、上淵から直野に抜ける道路の沿線にある水源かどうかということは、私は今確認ができないということですので、まあこれにつきましても環境課の方と一緒に調べさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 24番、山村です。24ページの6款の農林水産業費の中の19節負担金補助及び交付金の内水面フォーラム負担金36万円、これは財政課長の説明では、大分市、由布市、漁協で出し合ってやるという簡単な説明がありましたが、目的は漁業の活性化を図るためであろうと推察をいたしますが、このフォーラムはいつどこでどのような内容を計画しておるのか、それから、大分市、由布市、漁協の負担割合はどうなっておるのか、その2点をお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（野上 安一君） 24番、山村議員の御質問にお答えします。

内水面フォーラムの負担金につきましては、今年度大分県がアジア水フォーラムというのを計画されているようでございます。その参加行事という形で、これまでは県内のそれぞれの漁協、川ごとの漁協でこのフォーラムを実施されておりましたが、今年度大分川の漁協の当番という形でこのフォーラムを開催するようになっております。

負担金につきましては、由布市、あるいは大分川漁協、あるいは大分市、県等と負担割合をしまして、由布市の負担金は36万円という形で予定をしております。予定の実施につきましては、19年の9月25日前後を予定しております、現在大分川漁協の皆さんと詰を行い、大分県とも詰を行っているところでございます。予定は、挾間地域で実施の予定でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで終わります。

次は、7款、8款、9款、10款をまとめて質疑を行います。淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 28ページ、9款の消防費の4目委託料で16万4,000円、防災無線再免許申請業務とありますが、新規であります、挾間町と庄内町には防災無線がありませんので、この仕組みがわからないんですが、再免許と書いているんですが、どのような仕組みになっているのか、そしてどこに委託されるのか教えてください。

それと、あと、あと1個言っているんですか。同じ款じゃないけど。

議長（後藤 憲次君） 今言うた中ならいいです。

議員（9番 淵野けさ子君） 違う、10款。

議長（後藤 憲次君） 10款。

議員（9番 淵野けさ子君） うん。10款も入っちゃったがいいんですか。

議長（後藤 憲次君） いいです、いいです。

議員（9番 淵野けさ子君） 2つだけです。31ページなんですけども、先ほど同僚議員も何名か質問されましたが、説明のときに7款賃金からずっと14の使用料及び賃借料までは、これ100%国のモデル事業で、地域教育推進事業ですか、説明を課長はされておりました。この事業に含まる臨時職員もこの賃金の中にあるということは、新しく臨時職員を雇ったということなんだろうと思うんですが、これはアンケートをどこに委託するとか、全体的にどこで仕事をするのか、ちょっと聞きたいと思いますので、お願いします。

防災危機管理室長（佐藤 和明君） 防災危機管理室の佐藤です。9番、淵野議員の質問にお答えします。災害対策費の中の委託料ということで16万4,000円。これは、湯布院地域の防災無線の免許の更新の手続の手数料でございます。5年に1回の更新でございまして、電波法でこれはもう決まっております、今回更新の手続を行うものでございます。

議長（後藤 憲次君） ちょっと淵野議員、所管の、自分の委員会の質問は、よろしく願います。

議員（9番 淵野けさ子君） 済みません、そうでした。通告するのを忘れちゃったから、済みません。

議長（後藤 憲次君） いえ、もう1件の。

議員（9番 淵野けさ子君） 済みません、もう1件の方を行います。

社会教育費ですよ、これは。先ほど7節から14節までの分が説明のときには100%で国のモデル事業とお聞きしましたが、全体的な一つの事業だと思うんですけども、このアンケートをどこに委託するのかとか、そのために臨時職員を多分雇っているんだと思うんですけども、これは本課でされるんですか、どこにこういう、何ちゅうかチームを設けて、場所はどこでされるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 9番議員にお答えいたします。

1個だけお願いでございますが、96万円のアンケート調査集計業務につきましては、吉村議員にお答えいたしましたように、生涯学習長期計画策定事業の方でございます。でアンケートをとるわけです。そのほかにつきましては、今先ほど、前回述べましたように、地域教育振興事業ということでございます。これは、各公民館にコーディネーターを置きまして、学校をサポートする学校支援の事業でございます。それで、賃金等につきましては、各公民館にコーディネーターを置いて、またそれをサポートする賃金等が組まれております。消耗品とかいろんな面につきましても、各公民館の割合でやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（ 9 番 淵野けさ子君） 各公民館にコーディネーターと言いますが、資格が何か持たれている方でしょうか。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 別に資格は持ってございませんが、学校の先生を退職された方をお願いしようと思っております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。 ほかに。三重野精二君。

議員（ 2 2 番 三重野精二君） 7 款の、先ほど問題になりました城ヶ原の芝管理、これについてちょっとお伺いをいたしますが、この公園管理についての入札はこの事務は既に済んでおると思うんですが、そのときにこの城ヶ原のこの範囲は既にカントリーパークやその他、挟間も含めて、私は一緒に入っておったような気がするんですが、これはそのときにはもうその時点から、その管理委託の中からは除いてあったんですか、ちょっとお聞きをしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 三重野議員さんの質問にお答えします。

実際芝管理の、三重野議員さん御指摘されましたように、生涯学習課の方で一括して入札に付しております。今回の私どもが上げております芝管理の分が承認いただければ、生涯学習課の予算を 9 月補正で減額を予定いたしております。

議員（ 2 2 番 三重野精二君） 入っておったの入ってないの。一括して入っちゃったんやろ。
（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 休憩します。50 分から再開します。

午後 4 時 38 分休憩

午後 4 時 50 分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

議員（ 1 3 番 佐藤 正君） もう通告制は済んでるわけですから、もう既に委員会付託にしていることですから、この辺で打ち切ったらいかがですか。

議長（後藤 憲次君） もうちょっとだけやりたいと思います。

それでは、再開をいたします。

お諮りします。会議規則第 9 条の規定により、会議時間は午後 5 時までとなっておりますが、議事日程の進行上、同条第 2 項の規定により、あらかじめ会議時間を延長したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定を

いたしました。

それでは、続けます。ほかに質疑ありませんか。 答弁があったかな、商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 先ほどの質問に対して御回答申し上げます。

芝の管理につきましては、所管課をはっきり明記しなさいということで、今回組み替えをいたしましたけども、同時に生涯学習課の予算、そしてまた私どもの予算、同時にやっぱり予算計上すべきだったということを変今反省しております。ここにおわび申し上げたいと思います。

議員（２２番 三重野精二君） 減額をする分も出すというわけやな。これ補正でふやす。

商工観光課長（吉野 宗男君） 減額は９月補正で計上させていただきたいと思います。もう入札につきましては執行いたしております。先ほど申し上げましたように、所管課を明確にする意味の中でこういった予算計上をさせていただきました。

議長（後藤 憲次君） 三重野精二君。

議員（２２番 三重野精二君） そのときに、入札ちゅうのはこのうち予定価格とそれと落札価格に非常に大きな差が私にはあったと見てます。そのときに、ここではこれもう正規な金額です、１１０何万円というのは。そうなったときに、それじゃあ一括して入札をしておると、この中の振り分けはどういう形でやると考えておりますか。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 全体の面積案分でやる予定をいたしております。

議長（後藤 憲次君） 三重野精二君。

議員（２２番 三重野精二君） 面積だけで出ますか。それ率も、入札の落札率も、これ違うと思いますよ。そのときに違う、同じ業者がやればそりゃあそれでいいですよ、しかし違う場合はそんないい加減な、おたくで決めてそんなことができるんだちゅうようなことには私はならんと思うんですが。そこの案分はどういう比率でやろうと。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） たびたび御迷惑をおかけいたします。ちょっと正確な金額を私はちょっと今承知してないんですけども、結局庄内地域の芝管理を従来からカントリーパークや城ヶ原も一緒に入札をして、まあ効率化を図るということで入札をしておりました。今年度についても、城ヶ原の芝の公園を含んで予算を生涯学習課で計上しまして、一括契約をしております。今回は、本来ならば城ヶ原部分については、その予算が、今生涯学習課の中で計上してはおりますけれども、商工観光課の観光費の中で計上すべきということで、前回の議会の中で、常任委員会等ですか、指摘をいただいたと、議論の中で指摘をいただいたと。その指摘を受けて、その契約の中で本来ならば、観光課で持つべき予算を再度ここに上げた。同時に、本来ならば生涯学習課の同額の予算を減額すべきであったところ、確かにその分は手落ちでございます。それについては、

次回の議会のときに減額させていただきたいと。

そのやり方なんですけれども、今の契約は庄内地域のその芝の管理を一括市長名で業者と入札して契約しております。それがたまたまその予算が市のどこの課の所管で予算であったのかを技術的なものでありまして、その分を今負担行為の額を生涯学習課の予算の100万余りの予算を減額して、負担行為を新たに今度は観光費で100何万の予算を増額すると。その業者との間では何ら契約のやりかえ等は一切ないわけで、議会に対して、皆さん方に対して、正しい予算状況をつくる意味で、今回補正計上を上げさせていただいたということでございますけれども、申しわけございません、片方の減額が落ちておりました。そういう趣旨でございますので、御理解をよろしくお願ひしたいと。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） まあ、時間の関係もありますんで、お願いでございますけれども、引き続き委員会等で御審議を、慎重審議をお願いをいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（後藤 憲次君） では、委員会の方でじっくりと質疑応答をしてください。

ほかにありませんか。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 議案審議のあり方について、この27ページを一つ例に見ながら、ちょっと執行部にただしたいと思うんです。草刈りの補助金の件です。これは、当初予算では組まなかったけども、自治委員会の要望で復活させようとしておるといふことなんです、我々この建設水道の所管の個所ですけれども、こういう予算づけのやり方が、第1回目の当初の答弁と違うわけです。答弁と違う中で、今度はこういうふうな計上をするといふ、このやり方がいかなものかと。我々は答弁を受けて議案審議でいい悪いを決めるわけですから。しませんといふことを明言しながらやるといふ、このやり方です。そして、このいわゆる予算がついたよといふ、いわゆる情報は自治委員の方に先に先行しているんですよ。我々議会としてはつけてないはずなのが、もうついたよといふふうなことになったといふことが先行していく。きょう初めてこの議会で予算ができて、通って初めてつくべきものなのが、先にもうつくといふようなことがいってしまっておるといふ、だからそういうふうな議案に対する執行部の提案の仕方、また答弁の仕方に対する責任を私は明確にしたいと思うんで、その辺いかがですか、もしであれば、前回の答弁は間違っておりましたといふところから、私は入るべきじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。市長なり副市長なり、その議案の提案の仕方はどげんですか。これ今一例として今言っただけだから。質疑に対する答えと違うものがまた出たといふことですよ。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 今草刈り補助の件でしょうか、それとも……。

議員（19番 吉村 幸治君） もうしませんって言ってながら……。

副市長（森光 秀行君） そのことに関しましては、確かに議会の場で皆さん方にも執行部の方から説明をいたしましたように、行革の観点から草刈り補助については、それぞれの住んでいる地域の周辺部については、地域で、住民の方々をお願いをしたいということで、まあお願いをしたわけでございますけれども、先ほど建設課長から話がありましたように、挟間の自治委員会で40数名の方々に前に30分間一生懸命お願いをしたんですけれども、どうしても納得していただけないということでございました。本来こういうことがあってはならないと、そういうふうに思いますけれども、ぜひとも御理解をお願いをしたいと。確かにこういうことは、もう本来あるべきことではないと、そういうふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 10款までで、最後の給料表別にするとは考えられないんですけど、給料表のところでお伺いしたいんですけども、当初予算のときと前年度比較で幾つか数値を変えているところがあるんです。オの表ですね、前年度の数値を変えているし、カの表、定年退職及び、これの数値も、数値を変えているというか、これは元に戻ったんですね、去年の予算書に。それと、ケのその他の手当の中で、自動車等の利用者、国の数値が変えられています。いずれもどういう理由によるものなのかということが、説明もなしに前に戻ったりころころ変えたりちゅうようなことで、よくわからんのですけども。そうすると、前回の定例会で代表的な職種については統一しますというふうに言われておったにもかかわらず、また同じような書き方で、技能職とか行政職2とか、いろんな表記の仕方を混同してまだ使われているようです。40ページ、あるいはまた、どこですか、42ページ。それについて、全部、まあどういふことなのか教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 8番、西郡議員さんの御質問に対して、また私の方で逐次整理いたしまして、西郡議員さんには資料をまたお渡ししたいというふうに思います。

議員（8番 西郡 均君） 私だけにくれるとみんなから怒られるけん、みんなにも。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで、質疑を終わります。

日程第27・議案第63号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第27、議案第63号平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、各議案の質疑は終わりました。

ただいま質疑を行いました報告第1号から報告第3号についてまで及び報告第5号、諮問第3号から諮問第5号についてまで、承認第3号から承認第6号についてまで、議案第50号から議案第63号についてまでの計25件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩します。

午後5時04分休憩

.....
午後5時06分再開

議長（後藤 憲次君） 再開します。

追加日程第1 . 議案第64号

議長（後藤 憲次君） 本日、市長から議案1件の提出がありました。ついては、この議案を本日の日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議案1件は本日の日程に追加し議題とすることに決定をいたしました。

では、追加日程第1、議案第64号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についてを上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） ただいま上程いたしました議案第64号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、陣屋の村自然活用施設内の歴史資料館の管理と運営方法を明確にするために条例の改正をするものでございます。

御存知のように、歴史資料館には由布市民から提供された歴史的な価値を持つ民具や資料を館内に展示しております。そういった由布市の貴重な資料を市民に提供すると同時に、この歴史的資料を次世代に継承保存する施設だと位置づけております。

そういった意味から、教育委員会が管理し運営することが適切であると考えております。私の考え方は以前と変わっておりませんし、議員各位の考え方と一致するところとっております。

以上のことを踏まえまして、由布市陣屋の村自然活用施設条例の中に、歴史資料館の項目を残し、ただし書として同施設の管理運営規程に基づきまして、由布市教育委員会が管理運営を行うことを、改めまして明確にするために条例の一部改正を行うものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、担当部課長に詳細説明を求めます。農政課長。

農政課長（野上 安一君） 詳細に説明申し上げます。

提案資料の次ページをめくっていただければ、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

現行は、第5条で、指定管理者が管理する自然活用施設は、第2条に 第2条っていうのは関連施設でございますが 掲げた施設及び駐車場とするということに対し、ただいま市長が御説明しましたように、「ただし、歴史資料館の管理及び運営は、別に定める管理運営規程に基づき由布市教育委員会が行う」というふうな改正でございます。

陣屋の村施設につきましては、御存知のように18年の9月議会におきまして、18年10月1日提携をいたしました別府市の有限会社南九州スピードさんに管理協定を行い、管理を行っていただいているところでございますが、陣屋の村施設につきましては、大きく分けまして、農林漁業体験実習館、野外活動の施設、林間休養施設などがございまして、この農林業体験実習館の中に歴史資料館が位置づけられております。この歴史資料館には、ただいま市長申し上げましたように、市民から、特に当時の挾間町民でございますが、市民から提供を受けました非常に歴史的な農具、民具を初め価値ある施設がある関係で、公的教育委員会で現行制定しております管理運営規程に基づきまして管理を行うための一部条例改正でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 議案の詳細説明が終わりました。

これより議案第64号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいまの議案第64号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、文教厚生委員会に付託をいたします。

議長（後藤 憲次君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、6月22日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。長時間御審議御苦労さまでした。

午後 5 時12分散会